

水産政策審議会資源管理分科会
第 1 3 4 回議事録

水産庁資源管理部漁獲監理官付

水産政策審議会第134回資源管理分科会 議事次第

日 時：令和6年12月11日（水）13:30～18:25

場 所：TKP新橋汐留カンファレンスセンター10階ホール10A

1 開 会

2 議 事

【諮問事項】

諮問第460号 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部変更（本則、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）並びにまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の別紙2の変更）について

諮問第461号 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和7管理年度における漁獲可能量の設定及びその当初配分等について

諮問第462号 特定水産資源（めかじき（南西太平洋海域）等11国際資源）に関する令和7管理年度における漁獲可能量及びその当初配分等について

諮問第463号 特定水産資源（めかじき（北大西洋海域））に関する令和6管理年度における漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更について

諮問第464号 特定水産資源（すけとうだらオホーツク海南部）に関する令和6管理年度における漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更について

【審議事項】

- ・くろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について

【報告事項】

- ・太平洋クロマグロの資源管理について
- ・国の留保からの配分等について
- ・「漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領」の一部改正について

【その他】

3 閉 会

○管理調整課長 予定の時刻となりましたので、ただいまから第134回資源管理分科会を開会いたします。

私は、本日の事務局を務めます管理調整課長の水川です。よろしくお願いいたします。

まず初めに事務的な案内ですけれども、会場の皆様、御発言されるときには、マイクをこちらの方でお持ちいたしますので、挙手を頂き、それから御発言をお願いいたします。

それから、ウェブ会議で御参加の方ですけれども、マイク機能をオンにした上で御発言を頂くこととし、それ以外のときはミュートの状態にさせていただけるようよろしくお願いいたします。また、音声途切れることがあるかもしれませんので、その場合はチャット機能などで事務局の方までお知らせいただければと思います。

続きまして、委員の出席状況について御報告いたします。水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、分科会の定足数は過半数とされております。

本日、資源管理分科会委員は、ウェブ出席の方を含めまして、また若干遅れて来られると聞いている三浦委員も含めまして、10名中8名の方に御出席を頂いておりますので、本日の分科会は成立しているところであります。

また、特別委員の方々ですが、ウェブ会議での参加を含めまして13名中8名の方に御出席を頂いております。

続きまして、配付資料について御確認をお願いしたいと思います。皆様のお手元、例によって大量の資料がいつておるかと思っておりますけれども、2枚目に資料一覧という紙があるかと思います。通し番号を含めまして、資料の1から資料の10、10－3までであろうかと思います。今ばらばらとおめくりいただいて、もし足りない部分があれば教えていただければと思いますし、また会議の途中で資料足りないよということであれば、お申し付けいただければと思います。取りあえず、今は大丈夫ですか。また不備が見つかりましたら、その都度お知らせください。

それでは、報道関係のカメラ撮りの方はここまでとさせていただきますので、御退室の方、よろしくお願いいたします。

それでは、ここからの議事進行の方を山川分科会長をお願いいたします。

○山川分科会長 分科会長の山川です。本日は年末のお忙しいときにお集まりくださいます、ありがとうございます。本日も重要な議事が予定されておりますので、よろしく御協力くださいますようお願いいたします。

では、本日は諮問事項が5件、審議事項が1件、報告事項が3件でございます。議事進

行への御協力をよろしくお願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第1項の規定に基づきまして、当資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

最初に、本日の議事の進め方について説明いたします。

本日の分科会では、クロマグロのTAC管理の関係で、諮問事項2件と審議事項1件の議論が予定されています。このため、まずはクロマグロのTAC管理の關係の議題についてまとめて議論を行いまして、その後、残りの議題について諮問事項から順番に議論を行っていききたいと思います。

なお、報告事項の中にもクロマグロ關係の事項がありますけれども、そちらについては報告事項の中で、ほかの事項と一緒に事務局から報告を頂きたいというふうに考えております。

では、まず初めに、審議事項であります「くろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について」ということで、議論に先立ちまして、先週まで開催されておりましたWCPFCの年次会合の結果について報告を受けたいと思います。事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○漁業交渉官 水産庁国際課漁業交渉官の富永です。私から先週終了しましたWCPFCの年次会合の結果について御報告させていただきたいと思います。資料は7－1でございます。

先々週からですけれども、11月28日から12月3日までフィジーにおきまして第21回のWCPFC年次会合が開催されました。

日本以外にも、米国、EU、太平洋島嶼国等26か国・地域が参加いたしまして会議が開催されまして、我が国からは水産庁資源管理部審議官の福田を政府代表として、このほか北小委員会の議長を務めておられる宮原農林水産省顧問、それから水産庁、外務省、あと水産研究・教育機構及び業界関係者の皆様にも代表団として出席をしていただきました。

クロマグロについての結果でございますけれども、太平洋クロマグロについては、今年7月のジョイントワーキンググループ、それから北小委員会で議論されて勧告されました、小型魚10%、大型魚50%という増枠の提案が北小委員会からの勧告どおりに採択されました。この結果、我が国の漁獲上限については、小型魚については400トン増の4,407トン、

大型魚については2,807トン増の8,421トンという結果になっております。

裏面に今回の合意内容、その他の国・地域の漁獲上限ですとか、その他の規定についても書いてありますけれども、これは北小委員会のときの結果から変わっておりませんので今回は省略させていただきますが、これまでの関係者の皆様の厳格な漁業管理に関する取組の結果、今回このような増枠を採択することができたと考えております。

簡単ですが、私からは以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。では、ただいまの御説明に関しまして質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

日吉委員。

○日吉特別委員 説明、ありがとうございます。実は一昨日の会議で、福井監理官の方から説明があつて分かったんですけれども、一般の私たち沿岸漁業者は何でここ、大臣管理は1月1日から始まるのに、ずっとタイトなスケジュールでやっているのかなと思っていたら、一昨日の会議で監理官の方から、11月28日からやった会議がここで承認されて増枠が分かったわけです。あれを聞かなければ、何かすごくタイトなスケジュールでやられているなど、多分、全国の漁業者は誤解していたと思いますけれども、誤解が解けてよかったです。

以上です。

○山川分科会長 日程で、WCPFCとの関係上、こういった日程にせざるを得ないと、そういったことでございます。

ほかにございますでしょうか。ウェブで御参加の委員の方々もよろしいでしょうか。

では、特にございませんでしたら、続きまして「くろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について」、事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長の赤塚です。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

私の方から、くろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について23ページの資料7-3を中心に説明を行います。

簡単な経緯を説明いたしますと、先ほど富永交渉官の方から御説明がありました、まず、北小委員会の増枠の合意を受けて、水産政策審議会資源管理分科会くろまぐろ部会を3回開催いたしまして、増枠後の国内配分方法に関して審議を頂いたところです。山川部会長を始め、委員の皆様方、大変ありがとうございました。

この審議の結果といたしまして、これからこの分科会で御審議いただきます「配分の考え方」の改正案というものが条件付きで取りまとめられたところです。

それでは、資料3を用いまして改正案の内容を説明します。

資料の23ページ、資料7-3です。ウェブの方にも、画面の方にも出ています。

この資料は、いわゆる新旧対照表の形で示したものです。右側が現在の考え方、左側が改正後の考え方の案です。

先ほど条件付きで取りまとめられたと私、説明したところです。今回の一連の会合の最後となる第12回部会におきまして委員の方からいろいろな御意見を頂戴したところ、これを受けて考え方の案を改正する場合には、改正後の案をもって分科会で審議する、これが取りまとめに当たっての条件となったところです。

第12回部会後に事務局の方で変更した箇所は区別のために、黄色ハイライトを付しました。

では、内容の説明に入ります。

まず早速ですが、表題です。こちらは、これまで慣例的に「何年以降」とか、「何管理年度以降の」と付けていましたけれども、この資料の性質からすると、「くろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について」と、よりシンプルにした方が内容とも合致しているのではないかということで表題を変えたところです。

続いては背景です。こちらはある程度事務局のこだわりというところもございますけれども、どうしてこのくろまぐろ部会を開くことになったのかというのが日本語の辞書で言うところの背景でして、それを捉まえると、改正前、右の欄の下線を付しました「部会では」以降の部分は、開いた後の審議の状況ですので、背景のところには載せるのではなくて、この後のより適切な場所に掲載する方が望ましいということで割愛したところです。

次のページに移ります。審議の概要です。こちらは、内容としては基本的には変わっていません。それぞれの部会がいつ行われて、どのようなことを審議したのかということを一覧で示したものです。

細かな修正といたしましては、例えば改正前、右の欄では「討論」とあったものは、この部会は運営規則上、審議をする場ですので、そういった用語を合わせるだとか、W C P F C の話をより細かく入れたという改正を加えています。これは具体的には、注1、注2のところで、注1は令和元年9月のW C P F C 北小委員会で決まった内容、注2は令和3年10月のW C P F C 北小委員会で決まった内容を入れました。

4 ページを開いてください。参考人の意見に対する委員の審議・評価です。こちらにつきましては、平成30年のくろまぐろ部会で取り上げられた事項についての記録です。したがって、今回の議論を経て直すものでもなく、改正も行っていない。

続いての事項です。改正前、右の欄では「第4管理期間までの配分の考え方及び第5管理期間直前時点の状況」となっていました。これを左の欄では、「これまでの経緯及び令和6管理年度までの配分の考え方」と表題を変えまして、中身についても記録の観点から、これまでの経緯や令和6管理年度までの配分の考え方を後世に残そうという意味で別紙にしたという趣旨を記載しているものです。こちらが4ページ、5ページと続きまして、6ページに移ります。

WCPFCにおける議論の状況を念頭に置いた配分の考え方に係る検討です。変わったところといたしましては、右の欄の改正前は、令和3年10月のWCPFC北小委員会の決定を受けて議論したという内容となっていたものを、改正後、左の欄では令和6年7月に開かれましたWCPFC北小委員会の結果を踏まえて議論したことに差し替えています。また、新たな要素といたしまして、水産庁の方で、この北小委員会後に、くろまぐろに関するブロック説明会というものを開きましたので、そのことについても記載をしています。こちらが6ページから7ページにかけて続いています。

ここからが今回の一番大事な部分です。令和7管理年度の配分の基本的な考え方です。

まず前文を改正しております。今回、小型魚の10%の増枠、大型魚の50%の増枠がWCPFC北小委員会にて合意されました。また、先ほど説明がありましたとおり年次会合において正式に採択されたところです。

このことを受けて、改正前のくろまぐろの配分の考え方の「増枠時の対応」という項目を踏まえた内容となっています。具体的には、「過去の漁獲実績及び各漁業の漁獲が親魚資源に与える影響の度合いを考慮しつつ、放流等の混獲回避を行うなど漁獲枠管理の負担の大きい漁業者や獲り控えた都道府県、漁業等に対して配慮することとして」としています。

第12回部会で頂いた意見を踏まえまして、同部会後に変更した箇所については、黄色のハイライトとしています。具体的には、「各漁業の漁獲が親魚資源に与える影響の度合い」という部分と、混獲回避のところに「放流等」ということを追記したものです。

個々の改正箇所の説明に入ります。

まずは、大臣管理区分と都道府県全体への配分です。

これまでは、右の欄を総括いたしますと、「2002年－2004年の基準年を基本としまして、近年の漁獲実績を勘案して配分する。また、大型魚について、いわゆるかつお・まぐろ漁業とかじき等流し網漁業等については、令和4管理年度以降はW C P F Cの基準年の平均漁獲実績の数量以上の配分とするものとする」が、配分の考え方でした。

これを改正の案、左の欄では、「令和7管理年度時点で利用可能な直近3管理年度である令和3管理年度から令和5管理年度の管理年度ごとの漁獲実績のシェアの平均値」——以降、「基礎比率」という言葉を使います。「これを用いて配分することを基本とする」としています。

この基礎比率を用いて配分をすることとした理由ですけれども、これはくろまぐろ部会でもいろいろと御意見を頂戴しました。分布域や海洋環境の変化などの影響をある程度反映していること、また漁獲枠の有効利用の観点から望ましいこと、ほかのT A C資源で基本的に用られていることによるものです。これら理由も、改正後の案に盛り込んでいます。

8ページに移ります。小型魚の配分の説明です。

左の欄の説明になります。先ほど「基礎比率を用いて配分することを基本とします」としましたので、ここでもまずそのことを冒頭で掲げています。

続けて、このただし書の中で、「基礎比率を用いて算出された数量が、令和6管理年度の基礎配分」——これは過去の超過分の差引きであったり、同一の大臣許可漁業又は都道府県内での小型魚から大型魚への漁獲枠の振替などの処理を行う前的大臣管理漁獲可能性とか都道府県配分数量とかに相当するものですが、この「令和6管理年度の基礎配分を下回る大臣管理区分及び都道府県にあっては、基礎比率を用いて算出された数量に代えて令和6管理年度の基礎配分とすることを基本とした上で、必要な調整を行う」としています。

このただし書を入れた背景ですが、今回の増枠は、クロマグロを漁獲する全国の漁業者がT A C管理に厳格に取り組んできた成果であり、「配分の考え方」の下で、その恩恵を、努力された関係者全ての間で分かち合うものだと考えています。そのため、今回この小型魚が10%増枠したにもかかわらず、基礎比率を用いると令和6年管理年度の基礎配分、つまり今の基礎となる数量から減ってしまうところについては、さすがにそこまでは戻しましょうと、そのための調整を行いましょうと、そういったものの考えの下で加わったものです。

続いては、大型魚の配分の考え方の案です。引き続き、左の欄を説明しています。こちらは、二つのパートに分かれています。

まず一つ目ですが、「漁獲可能量のうちの令和6年のWCPFCにおける日本の漁獲上限相当部分、具体的な数量で申しますと5,614トンについては基礎比率を用いて配分することを基本とする」としています。残りの漁獲量、これは正にWCPFCの北小委員会で合意が得られた、またWCPFCで正式に採択された増枠相当分の数量ですけれども、こちらは基礎比率によらず、都道府県に配慮して配分することとしています。

ここでちょっと付け加えますと、都道府県というのは、ここでは沿岸漁業と同じ意味となります。

また、「大臣管理区分間での配分については、令和6管理年度の基礎配分からの増加の量と増加の率、そして漁獲割当てによる管理の状況を考慮して必要な調整を行う」としています。

漁獲割当てによる管理の状況を考慮することについては、第12回くろまぐろ部会で頂いた意見を反映したものです。部会後の変更ですので、黄色ハイライトとしています。

では、続いて各都道府県の配分の説明に入ります。

まず右の欄の説明です。これまでは、小型魚については自主管理が始まる前の2010年から12年を基準とする、大型魚については数量管理が始まる直前の期間、こちらは年度ですけれども、4月から翌年3月、この漁獲実績を基準として配分するとしていたところです。

今回、左の欄の改正後の案では、大臣管理区分と都道府県全体への配分と同じように、基礎比率を用いて配分することを基本としています。ただし、この基礎比率を用いて算出された数量が令和6管理年度の都道府県別基礎配分——この言葉の意味ですけれども、過去の超過分の差引きや都道府県内の小型魚から大型魚への漁獲枠の振替などの処理を行う前の都道府県別漁獲可能量に相当するものです。令和6管理年度の都道府県別基礎配分を下回る都道府県にあっては、令和6管理年度の都道府県別基礎配分とすることを基本とするとしています。

このただし書を入れた背景ですけれども、先ほどの小型魚の配分と同じです。関係者全員で頑張って増枠を勝ち取ったのだから、今よりも数量が減ってしまう都道府県は出ないようにしようと、そういった思いでもって作ったものです。

次のページに移ります。9ページです。その上で、国はこの令和6管理年度の都道府県別基礎配分からの増加量と率を考慮して必要な調整を行うこととか、これから紹介します上乗せ又は追加配分を行うこととか、これらの調整、上乗せ、追加配分に当たり、国は一定の数量を確保した上で行うということを記しています。

この当初に上乘せするもの、管理年度中に追加配分するものの説明です。前者については4種類、後者については3種類ということで、目的と事由に応じて全部で7種類の枠組みを設けました。一つ一つ、この機会に説明させていただきます。

一つ目の枠組みは、混獲管理を目的として、基礎比率を用いて算出された量や令和6管理年度の都道府県別基礎配分が1トン以下になる都道府県に対して上乘せを行う枠組みです。これは小型魚、大型魚、両方でやることとしています。

二つ目は、都道府県別漁獲可能量、これを超えないよう漁獲量を管理すること、これは非常に困難だということは、くろまぐろ部会でも委員の方から御意見を頂いたところです。こういった困難を緩和することを目的として、先ほどの上乘せ後の数量が平成27年度から令和5年度までの各年度の最大漁獲実績を下回る都道府県に対しては一定量の上乗せを行うものです。これは大型魚に限ったものです。

三つ目が、同じように、都道府県別漁獲可能量を超えないよう漁獲量を管理することの困難さを緩和することを目的として、先ほどまでの上乘せに加えて、さらに、それであっても数量が少ない都道府県に対して上乘せを行う枠組みです。

四つ目は、第2管理期間、第3管理期間において超過が発生した都道府県がございます。超過分の差引きによって基礎比率が少なくなってしまう都道府県への影響緩和を目的として、先ほどまでの上乘せを行っても、なお低いと思われる都道府県に対して上乘せを行う枠組みです。こちらは小型魚、大型魚、両方に設けています。

続いてが管理年度中の追加配分の説明になります。

まず、管理年度中の漁獲枠の融通を促進させることを目的として、前の管理年度に未利用分を譲渡した都道府県に追加の配分を行う枠組みです。

続いては、漁獲可能量、これはせっきくの漁獲可能量ですから、我々としても有効活用を後押ししたい。その目的から、前の管理年度の消化率が高い都道府県に追加の配分を行うという枠組みです。

最後、七つ目ですけれども、小型魚の漁獲を削減することを目的として、漁獲の対象を小型魚から大型魚へ転換するための国が定める枠組みに参加する漁業者に対するものとして、都道府県に追加配分する。こういった枠組みを今回作ったところです。

次のページに移ります。留保の取扱いになります。

まずは右の欄を御覧ください。現在の運用ですけれども、当面の間として、小型魚、大型魚ともに100トン程度を保持するという規定になっています。この規定に対して、改正

案では、まず日本の漁獲枠の超過リスクに対応するために留保として保持する数量は、小型魚、大型とも、それぞれ50トン程度とするものとしています。加えて、大型魚については、調査研究とか、遊漁だとか、その他への対応といたしまして、更に100トン程度を留保として国が保持するものとしています。

このほかに、この留保に関連して、日本全体で繰り越す数量、これは17%が上限です。これと各大臣管理区分や各都道府県の繰越量、こちらは10%が上限です。この合計との差分を含む前の管理年度の漁獲可能量の未利用分は、国の留保に繰り入れるものとする。また、これを配分する際には、小型魚・大型魚とも都道府県、すなわち沿岸漁業に優先するといった内容を盛り込んでいるところです。

続きます。留保などの配分において考慮すべき事項です。こちらは10ページの右の欄しかございません。この項目については実態としてはもう使われていないのではないかと、こういった御意見がブロック会議で出たところです。また、今回の改正後の考え方の案の別の事項のところでのこの項目の内容が組み入れられたことから、今回、我々がお示しする改正案では全て削除したところです。

では、12ページに移ります。管理において実施すべき事項です。

まず、これまでの「配分の考え方」には、右の欄にありますように、都道府県の漁獲枠の管理という項目が定められていました。こちらについては今回もう使われていないということで、改正案では削除したところです。

その下の増枠時の対応については、今回、令和7管理年度以降の配分の基本的な考え方の前文にここの内容が盛り込まれたことを受けて、ここでの記載は削除してもよいかなということで、改正案ではそのようにしております。

次のページに移ります。

右の欄の未利用分の繰越しの取扱いは、内容が留保の取扱いの方に移されていますので、改正案では削除することとしました。

次は、小型魚から大型魚への漁獲枠の振替です。こちらは今回新たに設けたもので、左の欄のみにあります。これまでは継続的に資源の回復を図るために、日本全体として小型魚から大型魚に漁獲枠を振り替えることとし、またその振替に当たってのW C P F Cの特例措置のメリットを享受するために、日本として400トンという目標を定め、実際にはそれ以上の振替を行ってきたところです。ただ、今回のW C P F Cにおける増枠の合意などを鑑みて、日本全体の振替数量の目標は今回定めないとしているところです。ただ、

同一の大臣許可漁業だとか都道府県内の漁獲枠の振替というのは、引き続き国の要望を踏まえて行うこととしています。

続きましては、新規就業者に対する考え方です。このことについてはブロック会議やくろまぐろ部会でも御意見を頂戴しました。それを踏まえて事務局が考えた案を盛り込んだところです。

具体的には、関係漁業者が国際的な決定を受けて厳格な数量管理に取り組んだ結果、資源が大幅に回復し、回復目標を達成したことが今回の増枠の決定につながった。こういったことを鑑みれば、別枠として新規就業者の漁獲を認めることはやはり難しいといったことを記載したところです。

ただし、都道府県の知事が、社会的経済的な必要性を考慮して、都道府県別の漁獲可能量を、そういった新規の方に配慮して配分することは可能ですので、そのことを明記しました。

最後となります。その他になります。

先ほどまでの6.の配分の基本的な考え方であったり、7.の管理において実施すべき事項であったり、これらの項目の内容は資源と漁獲の状況、各漁業の漁獲が親魚資源に与える影響の度合い、国際情勢、放流などの混獲回避技術の向上、遊漁管理の高度化の状況等を踏まえて、一定期間又は我が国の増枠時を目途に必要な見直しを行うこととしています。今回、この「漁獲の状況、各漁業の漁獲が親魚資源に与える影響の度合い、遊漁管理の高度化の状況」を新たに考慮事項として加えています。また、「混獲技術」の部分につきましては「放流等の混獲回避」を追加し、内容の更なる明確化を目指したところです。

15ページ以降は別紙となります。こちらは、これまで経緯及び令和6管理年度までの配分の考え方ということで、従前の資料に記載されておりました内容を記録に残す観点から、こういった別紙の形で掲載したものです。内容の説明についてはこれまでの「配分の考え方」に登場しているものですので、ここでは割愛させていただきたいと思います。

以上が、くろまぐろの漁獲可能量の考え方についての改正案の説明です。事務局の説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。では、ただいまの御説明に関しまして御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

渡部委員。

○渡部委員 全国内水面漁連の渡部です。今、漁獲可能量の配分の考え方について新旧を

比べながら御説明を頂いて、私にとってはなかなか理解が十分いかないような、非常に詳しい内容等であったわけでありまして、その中で今回、W C P F Cでクロマグロの漁獲枠が我が国が増えて、それをみんなでその利益を享受していこうというんですか、みんなで勝ち取ったものでありますから、それぞれがきっちりとまた合理的に増えていくというようなところを目指しておられるんだろうと思って、上乘せとか管理年度中の配分とか、詳しいところ、また調査とか遊漁とか、その他の扱いについてもきっちりと記されてきたわけなんですけれども、先般ちょっと、今のはどちらかというとプラスの面ばかりだったと思うんですけれども、以前にある県で、未報告という言い方ですか、まあ、故意だと思うんですけれども、未報告についてのことについてペナルティーが与えられたというのが昨日ぐらいに何かマスコミに発表されておりました。非常に我々からすると、これだけみんなで一生懸命やっていることについて、それを守らなかったところ——まあ、守らない。でも未報告といっても、そこでは多い年で92トンか3トン報告していなかった。報告していなくて、それを全部家に持って帰ったわけではないと思うんで、どこかの市場から流れていっているというふうに思うんです。報告逃れといいますか、そういうことだろうと思うんですけれども、そういう人に対してもう既に、これは行政処分だと思うんですけれども、法律に書いてある中での行政処分で、5日か6日ぐらいの停泊処分ですか、その間、漁に出たらいけませんよという。非常に軽いなど。私自身もこのクロマグロのことについて非常に明るいわけでも何でもないので、ずっと書類を見てみましたら、92トンいうたら、それはちょっとした県の1年分ぐらい。それが怠っておったというようなこと。それで、大臣なんかも国際会議で、みんなで努力して資源管理したからこうなりましたと。ちょっと解せないところがあるんです。これは配分の考え方ですから、そこに載ってくるかどうか分からないし、もともとの考え方の中にそういうマイナスのことをされた人に対する対応というものが、もちろん想定されていないというように思っているものですから、そこらはどういうふうになってくるんですか。例えば今までそういう——まあ、間違えと言ったらおかしいですけれども、報告しなかったと。知って報告しなかったというところと、これからまた何にも、もう本当にきっちりと厳格に規制なりを守ってきたというところの、それはどういう扱いになるのかなというような、単純な疑問なんです。何らかのペナルティーがあってしかるべきじゃないかなというように思ったものですから。その辺の考え方がここに載ってくるのか、載ってこないのか、それは法律でやるのかどうかというようなこととか、ちょっと教えてもらえますか。

○山川分科会長 では、ただいまの御質問に関しまして水産庁から、赤塚室長でよろしいでしょうか。

○資源管理推進室長 渡部委員、ありがとうございます。

まず、「配分の考え方」の性質ですけれども、これは正に漁獲可能量の配分をどのような考え方で行うのかという観点で作ったものでして、ペナルティーを起こした方への対処というのは、また違ったところで対処するものとなっています。

その上で、資源管理の根本に関わる部分ですけれども、正に委員から指摘があったとおり、漁獲可能量を、全員が、本当に少ない数量の中で一生懸命日々取り組んでいる中で、そういうものは見逃すわけにはいかないということですし、当然そこは法律に基づき、しかるべく処分を行うということですし、その大きな流れの一環として、今、私が属しております漁獲監理官という組織が今年度新たに立ち上がったところです。こういった新たな組織の下で、正しくしっかりとルールを守った人が損をしないようなやり方を我々として引き続きしっかり確保していく。そのためには、法律の下でしかるべく処分をするという方針で対応をこれからも続けていきたいと思えます。ありがとうございます。

○渡部委員 今、御説明いただいて、内容はよく分かるんですけれども、感覚として軽いなというような、そういうイメージがあります。建設業なんかでも、ちょっとしたことで国や自治体は1年の指名停止だとか、そういうようなことをやったりするし、その辺のことを考えると、バランス的にはちょっと軽いなというような。

それと、先般載っていた記事によると、あれは行政処分ですね。だから、刑事罰に問うとかいうことは、そこまではいかなかったということなんですか。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。司法処分は既にもう完了しているということです。

○渡部委員 そうしたら、断片的なことだけが記事に載っているというようなことですね。ほかの法律で行政罰、例えば起訴する、せぬとか、それは検察庁が決めるけれども、そこまでの役所としてやるべきことはもう終わっているということですね。分かりました。ありがとうございます。

○山川分科会長 では、川越委員。

○川越特別委員 川越です。今の渡部委員の御指摘のとおりなんですけれども、私もその記事を見たときに、一斉に処分だということで、やっとなんて処分なのか。一つの感覚的には、5日の行政処分、停泊処分は本当に軽いなと思えます。

ちなみに、分かった漁獲物の金額等については没収とか何とかというような措置は今回はあったんですか。超過分の未報告の分のものについての金額については、いわゆる没収とか何とかという措置はあったんですか。

○山川分科会長 では、魚谷部長、よろしくお願いします。

○資源管理部長 この未報告事案については、採捕自体が、例えば採捕停止命令後に獲ったとか、あるいはI Qを超過して獲ったとかということではなくて、報告がされていなかったということでございます。ですので、漁獲物の金額を没収するとか、そういうことは行われておりません。

ですので、報告をしなかったということに対するペナルティーとして、これは知事管理分の漁業ですから、知事の方で、当該県の方で停泊処分を5日間かけたということだと思います。

一方で、要は未報告が先ほどおっしゃったように90トンあったんですけれども、これについてはどうなるのかということですが、仮に、これで、例えば当該県の枠を超過していましたということが後で分かれば、それは当然、超えていた分というのは後年度の当該県の枠から差し引くということになります。一方で、今回の件、クロマグロについては未利用分の繰越しというのが認められ、行うことになっておりまして、それとの関係では当該県の未報告分が明らかになったことに伴って超過が明らかになったかということ、超過はしていないと。他方で、未利用だということで繰り越した分というのは、当然、報告していない分は減るわけですので、その翌年度以降への繰越しを減らすというような形での、未利用だった分の数量的な処理というのは既に国の方でしっかりやっております。ということになります。

ですので、未報告に伴って超過していたとかということであれば、繰返しになりますけれども、翌年以降の、総量管理であれば県なり、大臣許可漁業であればその管理区分から差し引くということになりますし、仮にI Q、漁獲割当てによる管理を行っている場合には、個別の漁業者が超過をしていたということであれば、その分は、翌管理年度以降の個別の漁業者の枠からしっかりそこは差し引きますということになっているということでございます。

以上です。

○山川分科会長 川越委員。

○川越特別委員 川越です。先ほどからの説明で、そのような配慮については今回は

物すごく丁寧にできているなというようなことは思いましたが、私と言われるのは、そうしたら、その足し算、引き算で配分量を調整はできますよと、やりますよということはいいんですけれども、5日間の停止。5日間が正常に稼働、操業できる5日間じゃなくても、別に時化のときでもその日数は当てはまるわけであって、いわゆる渡部さんも言われるとおり、ペナルティーが軽いんですわ、はっきり言って。ということは、それでもって、考え方では、そうしたら獲ったもん勝ちじゃないかというようなこともありますので。ここまで皆さんがいろいろな犠牲の下で資源管理やってきて回復して、そこは皆さんの今までの努力を分け合ってこのようなことをやるという、この文言は確かに今回私はすばらしいなと思っております。だけど、そうしたら、そういうことについてのペナルティーはしっかり厳しいものをしていただきたいと。そうしなくては、漁業者の意識が全く改善されないと思うんです。獲ったもん勝ちということになってくれば、別にそれで獲った者がもうかればええやないかと。あとは5日間停止しても、別にそんなに困らないよと。あとの数量は、そこで足し算、引き算で調整するからということになってくる。そうしたら、ちゃんと守っている人は何なのという話になってくる。私も渡部さんと同じような意見で、少しこういうことについてこれから先々まあ、今日のこの会議ではないですけども、そこについてはしっかりとそういうこともやるべきだなと。そうせぬことには、この注目されている資源管理分科会の話がしっかりとそこで、現場で実行される中で意識がそこに付いてこないということについては、我々の努力やら、あれは何も無理なんじゃないかなと思いますので、そこら辺をこれから先、検討していただきたいということです。

○山川分科会長 魚谷部長。

○資源管理部長 繰り返しになりますけれども、今回の件については、知事管理分に関する未報告とか無報告ということで、この停泊5日ということについては当該県内での処分基準に照らしてそういう処分が行われたということだと思います。それについて重い、軽いというのは、それぞれの立場でいろいろな御意見があるかと思いますが、そこは当該県の方での基準に照らしての処分だということは、再度、申し上げておきたいと思います。

また、引き続き、こういう、超過して獲るだとか、あるいは獲った分を報告しないというのは、非常に、資源管理の根幹を揺るがすような話ですので、そこはしっかり対応していくというのはおっしゃるとおりでございまして、正に水産庁の方も新しい漁獲監理官という組織を立ち上げて、現場に行って、しっかり検査をするといった対応をしております

ので、御意見も踏まえまして、今後そういったところの管理というのは水産庁としてしっかり管理をしていきたいと思ひますし、都道府県においてもそういう面での対応強化ということについては、水産庁からも指導なり助言なりというのはやっていきたいと思ひております。

以上でございます。

○山川分科会長 よろしくお願ひいたします。

では、ほかに。

日吉委員。

○日吉特別委員 2点ほどお聞きたいと思ひます。29ページの令和7管理年度以降の配分の基本的考え方のところなんですけれども。

1点目は、今までは「混獲回避」という、右側では——まあ、行政用語か、僕ら漁業者もこの意味をあまり理解できないし、特に一般の方は全然分からなかったところにおいて、今回水産庁が「放流等」という言葉を入れたことは、日本定置としてはよかったなど。なぜかといいますと、前話したとおり、北海道から九州まで相当の量を放流しています。初めの頃は死亡率も多分高かったと思ひます。今、みんなスキルができて、殺さず、ある程度放流ができるようなことで、また資源が近年すごく増えているんで、非常な数の放流をしていると思ひます。まず最初にそのことを魚谷部長にコメントを求めたいんですけれども。あともう一点質問があります。

○山川分科会長 では、魚谷部長、よろしくお願ひいたします。

○資源管理部長 この資料の29ページの部分に「放流等の」と入れたというのは、正に第12回ですか、くろまぐろ部会の方で、その点について日吉委員を含めた委員の方から御意見があったことを受けて、これを文言として含めたということでございます。

定置網の放流については、私自身も3年、4年前だったと思ひますが、とある都道府県の定置の船に乗せていただいて、クロマグロを大量に放流するという現場に立ち合わせていただきました。結果として、その最後に残った少量のイカ等だけ持ち帰るというような状況でございましたけれども、そういうのに立ち合いますと、私自身も、こういう乗組員の皆さんの、恐らくとても切ない気持ちなんだろうというふうに思った次第です。そういったところに対して、ここに書かれておりますように、「放流等の混獲回避など、負担の大きい漁業者への配慮」ということが今回、この後、具体的な配分案については御説明しますが、そういったところへ配慮したということでございます。

一方で定置での放流というのが非常に大変だというのは私自身、繰り返しになりますが、1回の経験ですが理解しておりますけれども、ほかの漁船漁業でも、例えば針にかかった魚が上がってきたのをラインを切って放さなきゃいけない、あるいは魚群が見えているのに、それに対して操業できない、あるいはそもそも漁に出られないというような状況があるんだろうと思います。

そういう中で、先ほど来、出ていますけれども、濃い薄いはあるけれども、皆さんそれぞれにいろいろな苦勞され、努力をされてきているという中で、その果実である増枠というのは皆さんで分かち合っていたきたいという思いで、今回の配分の案をお示ししているというのは申し上げておきたいと思います。

以上でございます。

○日吉特別委員　ありがとうございます。今後も積極的に水産庁においては放流の実態とか、そういうのを調査していただきたいと思います。

また、近年は放流だけでなく操業停止もあるんです。ここ3年、4年ぐらい前から、この間も水産庁の方に積丹の定置の状況を渡したと思いますけれども、もう操業停止です。放流じゃなくて、もう操業もできない。伊豆でも、静岡でも何回かあるんですけれども、そういうことも行われているということも御理解ください。

もう一つの質問をさせていただきます。その欄の上のところに「漁獲実績及び各漁業の漁獲が親魚資源に与える影響の度合いを考慮しつつ」というところなんですけれども、これは資料の8-1の8ページのところの漁獲インパクトというところに出てくると思うんですけれども、私はまぐろ部会になって非常に不勉強で、この漁獲インパクトのことって、部会の中で「漁獲インパクト」という言葉が再三出てきたんで何だろうと。本当に不勉強だったんですけれども、何にも分からなくて、この「漁獲インパクト」のことを。正確に言うと、上の「漁獲インパクト」というのは漁業がなかった場合に増えるはずだった親魚の量、下の方の「漁獲インパクト比」というのは——もし間違いがあったら訂正してください——各漁業が親魚量に対して与えた影響の割合というところだと思うんですけれども、そこの中で、それで今度WCPFCに出た、ISCとか、僕その研究機関を全然知らなかったんですけれども、すみません、ちょっと素人っぽい質問かもしれません。そこから提出された非常に大切な資料だったということが分かって、そこの中で親魚資源に与える影響の度合いというところで見えていくと、そこの英語、私英語できないんです。ちょっとこのインパクト比というのがあります。各漁業が親魚量に与えた影響の割合というところ、

翻訳アプリでぱっと調べてみて、グレイティスト・インパクトとか、グレイターという言葉が出てきて、全然英語分かりませんので、そこをちょっと翻訳アプリで、インパクト比です。親魚量に与えたというのを翻訳アプリで訳してみたら、短い文章だったんですけども、歴史的には太平洋クロマグロの資源に沿岸漁業は最も影響を有していたと。1990年代初頭からまき網漁業がより大きな影響を及ぼすようになり、2022年というのは一昨年、2年前の話なんですけれども、まき網漁業は他のいずれの漁業より太平洋クロマグロの資源に大きな影響を与えたという英訳が出てきたんです。

ここの左側のところにいくと、そのことが余り書いていないんです、水産庁の資料では。ちょっとこれは、僕ら沿岸の漁業者というのは何万人もいると思うんですけれども、非常に大切だということをちゃんとそういうふうに英訳していただきたかったということがまず一つあるということ。

この上でいくと、ブルーのところが沿岸の要は影響だったと思うんです。そのブルーは70年からほぼ同じような帯でいっていて、これは多分、戦後いっても、1950年とか、その辺いっても同じだと。圧倒的に漁業者数が沿岸に多いから。ずっと同じインパクトだと思うんです。今漁業者が減っても、それなりにインパクト。これも私たち沿岸ももちろんこのクロマグロに影響を与えていたと思うんです。

この灰色のところにいきます。この灰色のことを先ほど英語でなっているところを指していると思うんですけれども、2022年においても、まだインパクトを与えているということが僕は引っ掛かって、国際会議でこの文脈が出ているのに、本来でしたら、この左側のところに漁業者が分かるように書いていただきたかった。なぜかというと、今回の増枠もこれだけじゃないでしょうけれども、これは増枠を勝ち取るために大きな資料に使ったはずですから。それを「インパクト比」じゃなくて、最近もらった資料ですと、ちゃんと水産庁は「各漁業が親魚量に与えた影響の割合」というのに変えてきてくれているんです、ここ1回か2回、くろまぐろ部会では、直近のやつではそういうふうに変えていましたよね、赤塚さん。そうでしたよね。それはちゃんと配慮し始めたなと思うんですけれども、そういうことがあって、最後の配分の基本的考えのところにいくと、くどいですが、
「各漁業の漁獲が親魚資源に与える影響の割合を考慮しつつ」、その次に「放流」とか「混獲回避」がいくんですけれども、この辺についてもし答えられればちょっとお答えしていただきたいなと思って、質問しました。

以上です。

○山川分科会長 では、インパクトにつきまして赤塚室長でよろしいですか。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。赤塚の方でお答えいたします。

英語、そうですね。私も英語については苦勞した記憶しかございませんけれども、正に日吉さんのおっしゃったとおりでして、先ほどのインパクトの解説は正確です。ISCの最新のクロマグロレポートによりますと、親魚の資源に与える影響ということで見た場合には、中西部太平洋小型成魚まき網が一番高くなっているところです。ISCは、そうなった仕組みについても説明していますけれども、その漁業種類が資源に与える影響を、親魚の形として見ているものです。つまり、大型の魚を獲っている漁業の影響はそのままですけれども、子供の小さいマグロを獲っているものは、それが親魚だったらどのくらいの量になるのかということで換算されますので、その分がインパクト、影響として多く見られることになっています。

今後のいろいろな水産庁の資料の中において、インパクトの図をより正確に伝えるようにという、そういうところの今回の御要望については、今後の資料作成のところで検討をさせていただきたいと思うところです。

また「配分の考え方」について言及していただきました。「配分の考え方」の中では、各漁業の漁獲が親魚の資源に与える影響の度合いというものが、令和7年管理年度の配分の基本的考え方の前文と今後の「配分の考え方」の見直し、それぞれに考慮事項の一つとして取り上げられたところです。令和7年については、正にこのことも考慮に入れて、この後お示しする数字として表されています。

この「配分の考え方」の中で、このインパクトを、考慮要素として取り入れた結論としては、8ページ。今回、都道府県への配慮が一つの大きなテーマになっています。大型魚の増枠分について都道府県に配慮した配分をする。これは別な言い方をすると、沿岸漁業に配慮して配分すると。今回の各漁業の漁獲が親魚資源に与える影響の度合い、こういうものも考慮した結果、「配分の考え方」に大型魚の増枠分は沿岸漁業に配慮することが明示的に盛り込まれました。このことも、この後に数字としてお示しできることだと思います。

○日吉特別委員 ありがとうございます。このインパクト比とか、漁獲インパクトということ自体、別に私は現場なんで、こんなものが全部正しいなんてさらさら思っていない。しょせんデスクワークで作ったのかなぐらいの感じです。でも、国際条約の中で増枠を勝ち取るためには、これは大きな資料だったと。それについては先ほどばばって、グレイテ

リストとかグレイターとか、まるで妖怪のような名前が出てきて、そういう英語だったんで、どここの翻訳アプリで訳したのがそんなところだったんですけれども、ちゃんと漁業者に分かる言葉で今後もしていただきたい。

ちょっと気になるのは、この漁獲インパクト。私も多分まだ入口ぐらいしか入っていないんですけれども、ちょっと勉強したら、今、赤塚さんがおっしゃっている、小型魚を獲っていると漁獲インパクトが高いわけです。大型を獲っている、例えばはえ縄漁業なんていうのはほぼインパクトには影響されていないと。もうちょっと数字をプラスにしてもよかったかなとは思っているところなんですけれども。それは個人的な意見なんですけれども。

ここで心配するのは、沿岸はどうしても小型のものを獲ってしまう、特に定置は。それが次の世代、次のときになったときに、それを今度逆手に捉えて、漁獲インパクトは高いんじゃないかと。今後の私たち次世代の、要は定置漁業者とか沿岸の漁業者がこのことを指摘されるのが、このインパクトで一番私、気にしているところです。今回の考え方で云々じゃなくて。どうしても獲れてしまうと。それを先ほど未報告という話がありましたけれども、隠すのは簡単です。でも、そんなことは私たち定置漁業者は、多分、今でもあまりやっていないと思います。そういう中で、小型魚を獲っている中で、今度はこれを逆手に捉えて、W C P F Cなんかで沿岸の漁業がインパクトを与えているというのを言われることを非常に危惧していますので、それについても室長お答え願えれば。これが最後の質問なんですけれども。

○資源管理推進室長　ありがとうございました。一つそういう意味では、この日吉特別委員の御懸念については国際会議で少しそういった萌芽が見られます。その中での日本の対応といたしまして、この前のW C P F C 北小委員会において、日本はあるコミットメント、約束を発しました。それは何かと申しますと、「0歳魚の漁獲を抑制します」です。そういったものを出したと。正にこれが今回の小型魚の増枠につながった、一番効いた、そういったものだと思います。次は、この努力規定をどうやって日本として関係者で頑張っていくのか、努力していくのか、そういう段階だと思っています。

正にそういった国際……ちょっと私、国際会議のことをそこまで語る立場ではないんですけれども、そういったものが攻撃がされないように、正にそうならないように、普段、それぞれの沿岸漁業の方が頑張っていらっしゃいますので、そういったことを国際交渉の場でもしかるべく説明をして、そうならないように努めていくということだと考えています。

○日吉特別委員 ありがとうございます。是非そういうところでも、いろいろな漁場で動画とか、そういうものを持っております、定置においては。そういうところを見てもらって、多分、北アメリカの方では定置漁業はないと思いますから、なかなか理解してもらえないと思うんで、是非そういう画像とか、そういうものを是非提供して。

もう一点、0歳魚というのは何キロぐらいのことを言うんでしょうか。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。資料7-1を開けていただけますでしょうか。資料7-1の2ページ目、参考のところ、漁獲上限、小型魚のところに※印で1と付いています。資料7-1、表題は「WCPFC「第21回年次会合」の結果」。冒頭、富永交渉官の方から説明した資料です。この2ページ目の参考にあります米印の1のところ、0歳魚というのはWCPFCで言うところの2キロ未満というふうになっています。

○日吉特別委員 ありがとうございます。日本定置も今後もクロマグロの資源管理に積極的に参加して、次世代にくろまぐろをつなげるように努力したいと思います。ありがとうございました。

○山川分科会長 では、続きまして齋藤委員、よろしくお願いします。

○齋藤委員 二つあるんですけども、一つは議論を戻すようで恐縮でございますけれども、また、配分の考え方のところと言うのがどうなのかということもあるんですけども、渡部委員、あるいは川越委員もあったところでありますので何うんですけども。

またぞろ横浜で未報告と思われるマグロを、荷受けがマグロを受けたと。そういったことが報道されておりますけれども、昨年、一昨年の例で、漁業者への処分の軽い重いもあるところでありますけれども、公設の卸売市場でマグロを受けて、それが全く別の魚の名前で、例えばブリとか、そういったことで販売されたということが言われておりますけれども、それも相当に問題のある行為であると思うわけですが、そういった者に対する処分というのがどういった結果になっているのか、情報があれば伺いたいと思います。

ともかく今後、流通段階でどのようにそういったことを防ぐかというか、TACの問題もあまり進んでいないようではありますけれども、流適法の関係とかも含めて、その辺がどうなっているのかというのを1点伺いたいと思います。

それから、二つ目は配分の考え方の中で、私どもかつお・まぐろ漁業では——まあ、あまり過去の経緯を振り返ってばかりという見方もあるかとは思いますが、当初、2002年－2004年の漁獲から、今の紙の16ページにありますように、対照表の16ページにありますように、大型魚が2002年－2004年の平均漁獲量の4分の1まで削減されたと、そう

いった経緯がなかなか納得できないという声が多数ございます。前年、前々年の漁獲が例えば悪かったとか、いろいろなことがあったんだろうとは思いますが、漁業は生業で社会・経済的な要素を考慮するといえますか、やはり激変緩和みたいな考え方がなければ、生業として成り立たないのではないかと思うところではあります。ですから、その例を申し上げるわけですが、今後の配分の考え方にもそういった、どんな漁業でも年変動というのは相当あるわけで、そんな中で激変緩和的な考え方も配分に入れていただくということが求められるのではないかなと思って、意見とお願いということでございます。

○山川分科会長 福井監理官、よろしくお願いします。

○漁獲監理官 漁獲監理官でございます。まず1点目の横浜市の件につきましては、11月の下旬に横浜市の中央卸売市場におきまして、採捕者及び原産地が確認できない太平洋クロマグロの取引に関する調査結果とともに、関係取引業者等に対しまして指導を行った旨の公表がされているところでございます。

農林水産省といたしましては、まず今般、こういう不正流通、いろいろなところで話が出てきておりますので、本年改正されました漁業法及び水産流通適正化法に基づいて、流通段階での船舶の名称等の情報伝達、それから取引記録の作成・保存を義務付けすることになりましたので、それが公布後2年以内の施行ということが予定されていますので、今のうちから準備ではないですが、そういうことも含めて都道府県と連携しまして、きちんと指導していくとともに、今年の4月から漁獲監理官という組織が水産庁内に設置されましたので、陸揚げ時の検査体制の強化も含めて対応していきたいと思っております。

2点目の過去の配分につきましては、先ほど齋藤委員の方からお話がありました配分の考え方の新旧対照表の16ページの②のところで、大型の配分量につきまして、「「近海かつお・まぐろ漁業等」では、当該種類漁業による2002－2004年の大型魚の平均漁獲量の4分の1まで削減する」という文言が記載されてございます。確かにこの書きぶりが適当だったかどうかというところはあれなんですけれども、実際の配分としては、大型魚につきまして国際合意で2002－2004年の平均漁獲量から増加させないように管理していくという中で、日本の漁獲枠の4,882トンの大型魚につきまして、その当時の最近年の2015年と2016年の漁獲量に応じた形で案分したということでございまして、その時点での漁獲実績が2002－2004年の漁獲実績に比べて相対的に低かった近海かつお・まぐろ漁業につきまして、そのときの配分が低い形になってしまったということではないかというふうに考えております。

以上です。

○齋藤委員 まず1点目の横浜の件はあれですけれども、その前に起こっている静岡県だと思えますけれども、の処分がどのようなになったかということをお教えしてもらいたいと思います。

それから配分の考え方、今のことは分かるんですけれども、ただ当時、2002年－2004年の漁獲ということがベースにあったわけで、それも踏まえても全く激減させるというような政策判断がどうなのかということは今後、それは私から言わせれば反省の上、今後の配分の考え方に加えてもらいたいなど。激変を経済的に、もう4分の1になったんでは、恐らくもう漁業をやめるといふ人が出てくると思います。

○漁獲監理官 漁獲監理官です。1点目の静岡の件につきましては、恐らく先ほど渡部委員や川越委員からお話がございました未報告漁獲の一部がそちらの市場の方にも流通したという件ではないかと思えますけれども、そちらの方で何らかの処分が行われたかどうかということについては、私どもの方ではちょっと承知していないところでございます。

2点目の配分につきましては、今回の配分の考え方の中で、直近3管理年度の漁獲実績を基本とすると、基礎とするという形になっておりますので、そこで極端に3管理年度の漁獲実績が何らかの理由によって大きく変わった年が出るということがもしあれば、それはまた今後考えていきたいというふうに考えております。

○山川分科会長 よろしいですか。

では続きまして青木委員、お願いいたします。

○青木委員 青木です。まず、先ほど日吉委員から意見のありましたインパクトの件、私の方から水産庁さんの方に注意といいますか、提言といいますか、こちらの資料8の8ページの先ほどの漁獲インパクトの表なんですけれども、この中部太平洋小型成魚まき網、この中西部太平洋の中には韓国の数字も入ってまして、資料7－1の先ほどの2ページ目を御覧になっていただくと、去年の枠の数量なんですけれども、日本が小型魚4,007トンのところ、韓国718トンも持っているんです。これも含まれている数字ですので、そのことも考慮に、日吉委員の御意見で今後考慮に入れていただくということでしたら、この件も頭の中に入れていただければなというふうに思っています。そうすると、あまり沿岸さんと変わってこないのかなという気もしていますけれども。

あと次なんです、私はくろまぐろ部会の委員でもありまして、ここに来るまで皆さんで様々な御意見が出まして、全ての漁業種類、全て不満が残るような形で決着した中で、

もう本当に委員の皆さん、あと水産庁の皆さん、本当に御苦労だったなというふうに思っております。そういった中でこうやってまとめていただいたのは大変感謝しております。

その中でもちょっとお伝えしておきたいのが、我々側からの意見なんです。不満といえますか、意見なんですけれども、まず、すみません、先ほどの比較表の、資料7の29ページから30ページの配分の基本的な考え方の中で、30ページの小型魚のところなんです。今まで小型魚を抑制すれば資源が回復するという事で水産庁さんからの指導なんかもありまして、小型魚を留保へ抛出したりとか、あと都道府県さんへの配分原資としたり、振替もしたりとか、なるべく少なく少なくしてきた中で、今回、過去3年の漁獲実績という実績をベースで決まってしまったというところは、まき網側としてはちょっと不満なところではあります。

あと大型の方なんですけれども、大型の方は積極的に利用する資源ですので、漁獲実績でも問題ないと思うんですけれども、今回、増枠分に関しては1対1というところで、その線引きがどうなんだろうと。こういった不安、皆さんが不満あるというのは、資源が回復して、今までクロマグロ、そんなに獲れていなかった所にも獲れるようになって、そこに依存するようになってきたということが原因ではあるんですけれども、大型魚の配分に関して、令和3年度のところ、くろまぐろ部会ではまき網の資源減少に対する責任というんですか、そういったところは大方なくなっただろうというところがあったところ、また再燃してしまったので、ちょっと残念だったなというところはあります。

取り急ぎ以上です。よろしくお願いします。

○山川分科会長 まき網業界の方から御意見頂きましたけれども、ただいまの御発言に関して何か水産庁側でコメントございますでしょうか。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。まずインパクトの方に関する提言です。日吉特別委員からも関連する提言いただいたところですので、今後の水産庁の資料の中で、どうやって反映できるのかということで、日吉特別委員の提言と同じように、私どもの方で預からせていただきたいと思います。

また、今回、「配分の考え方」に対する貴重な御意見を、正にくろまぐろ部会でもそうでしたし、他にもいろいろなところで頂いたところです。正に分かち合うというところの一方で、こういった関係する全ての人たちが獲りたいだけ獲れる量ではなかった。そういう意味では、全ての関係者が濃淡あれどそれぞれ不満を持ったということが今回の配分、特に数量のところで表れていると思います。引き続き、このクロマグロの管理、正に先ほ

ど私申しました、増枠ということに対しては、これからも日本としては求めていきます。大型、小型両方です。増枠をこういった国際会議の中で、また勝ち取るため引き続き日本のクロマグロ関係者の一丸となった資源管理への協力というのが必須になっていますので、また引き続き一緒にこうやって取り組まさせていただきますと思います。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

あとは川越委員。

○川越特別委員 すみません、川越です。この議論、この質問を長引かせることはいかななものかなと私も思うんですけれども、先ほどからの水産庁の答弁の中で、都道府県のことはこれ以上分からないというような感じの答弁は、これからは少し控えていただきたい。というのは、こういう中に、配分だろうが何だろうが、都道府県との融通であり、留保のあれだとか、いろいろなことがある。そういう都道府県との配分でいろいろ皆さんやきもきする中で、都道府県の対応は分からないような説明はいかななものかと思います。ただ、国の責任持って言える答弁だけはできるけれども、都道府県のことは言えないと。せめて、それぐらいの情報ぐらいのことは、こういう場で質疑あることは受けて、我々も報道等でそういう情報は、別に水産庁から提供されなくても随時見ておりますので、やはり関心を持ってこの場に挑んでいると。そういう中に、都道府県のことは以上ですとかというような、そのコメントは少しないんじゃないですか。やはりある程度、処分ぐらいのことは、情報はちゃんと持ってもらって、そこの質疑についての説明はしていただきたいと。

分かち合う、分かち合うと言っているんですけれども、一つもその情報は分かち合っていないんじゃないですか。これから先、そういう質疑のところではしっかりと、このような内容であったというぐらいの丁寧な説明は求めたいと思います。

○山川分科会長 御意見を頂いたということでよろしいでしょうか。

あとウェブから阿部委員が御発言があるということですので、阿部委員、よろしくお願いいたします。

○阿部委員 北海道の阿部です。9日の日に全国のマグロに関係する漁業者の意見交換会、これがあつた中で、当初の配分が問題であると、数多くの意見が出されましたけれども、結果として沿岸のマグロ漁獲が大幅に削減されたことにより廃業する漁業者が相次いだということで認識をしているところでございます。水産庁としてマグロ漁業に従事していた漁業者がどの程度廃業したか、漁業種別に数字は押さえているのでしょうか。

それと、また今回のような過去3か年の実績をベースとする漁法の特性として、漁獲枠

の満度までの漁獲はできていない沿岸漁業は、T A Cに占める相対的な比率は今後低下していくことになると思います。

少なくとも今回、先ほど資料8－1の8ページの漁業インパクトの資料にあるとおり、資源の減少の要因が特定の漁法で急激な漁獲圧の増加であるということがもう明らかになりました。これは韓国であろうが、日本であろうが、この漁法は多分同じやり方です。水産庁において、次回の漁獲の配分については沿岸漁業に対して漁業経営の尺度からも、最大限の配分とともに経営に対する支援をしっかりと講じていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○山川分科会長 まず、最初の御質問に関しまして水産庁としてはいかがでしょうか。どれくらい廃業したかという。

○資源管理推進室長 赤塚です。

廃業に関する御質問を頂きました。すみません、今手元に情報がないもので、具体的にお答えできないこと、大変申し訳ございません。ただ、一般論として、やはり沿岸の方が苦しい状況の中で、廃業されている方が多いというふうな認識でいるところです。

そのほか、将来の配分に関する御意見も頂いたところです。繰り返しになります。資料で言うところの14ページ、全体の資料で言うところの36ページですけれども、「配分の考え方」です。この中でいろいろな考慮要件の一つとして、「各漁業の漁獲が親魚資源に与える影響の度合い」というものも盛り込まれているところです。こういったものを踏まえて、次回の配分のとき議論をまたさせていただくことになります。

○山川分科会長 阿部委員、いかがでしょうか。

○阿部委員 廃業した沿岸の廃業者が多くいるということは認識しているということは、水産庁で今言ったんですけれども、そうしたら、何でそこまで漁業者減ると分かっている、こういった当初配分。今さらもうどうもなりませんけれども、最初から間違った部分があったのかなということで、次回にはそういった廃業者が出ないように沿岸にも配慮をしていただいて、しっかりとした枠組みの中でやっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 貴重な御意見、どうもありがとうございました。

三浦委員。

○三浦委員 全漁連の三浦でございます。私も阿部委員と全く同じ意見です。今回W C P

F Cで、念願のマグロの増枠を勝ち取ったところ、交渉に当たられた政府関係者の皆様には本当に感謝を申し上げますが、漁業者がふだん海に出て思っているクロマグロ資源の回復状況に見合った増枠になっていません。資源量に見合った増枠になっていないことから様々な問題も起きており、その証拠として、一昨日9日に開催されましたT A Cの意見交換会において、4時間超にもわたる議論が行われましたが、全国各地の沿岸漁業者からは、沿岸漁業者が生活できない配分、こんなものは納得できない、といった声が多数ありました。そうした中、パブリック・コメントでも意見提出しましたが、配分に当たり重要なことの一つとしては、漁獲枠が限られている中で、漁獲枠を最大限に活用して、漁村などの地域経済含めた経済的価値の最大化を図るということが必要だということ。

また二つ目といたしましては、先ほど阿部委員からも意見ありましたとおり、配分によって、廃業を余儀なくされている小型の沿岸漁業者が一人でも多く生業を継続できるようにすること。

そして、三つ目といたしましては、これまで放流や混獲回避の取組など、くろまぐろの漁獲枠の管理に努力をしてこられた沿岸漁業者への更なる配慮、こういったものをしっかり行うこと。

こういったことを基本とし、今回の配分の考え方の案の中にも都道府県への配慮という形で、随所に配慮はうかがえますが、しかしながら、一人一人の沿岸漁業者が納得できるような配分にはなっておらず、全ての漁業者が納得する配分とするということは無理だと思います。そうした中で、これから先のことを考えますと、こういった3点の要望事項を基本とした考え方を前提として、来年度以降の今後のW C P F Cの中で、しっかりと増枠を勝ち取っていただく、これが一番の解決策だと思っておりますので、水産庁、そしてまた政府関係者の皆様のご尽力をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○山川分科会長 御意見を頂いたということですのでよろしいでしょうか。

日吉委員。

○日吉特別委員 阿部委員も三浦委員も正に現場の話をしていただいているんですけども、私は再三と、僕は定置団体に怒られるかもしれませんが、沿岸の零細漁業者が本当に悲惨していると。僕は現場にいますから。思いがあって、漁業者になって、子育てをして、地域で。

国の審議会ですよね。本来だったら、ここで数量とか調整じゃなくて、本来なら官僚さ

んだって、学校の先生だって、そういうことを見て、それで例えば、地域と田舎では生活の糧なんです。本来だったらここで資源の云々とかじゃなくて、そういうことを語る委員会だと、またそうあってほしいと。国の委員会ではここ以外に語るどころ、どこにあるんでしょうか。地方の漁村の生活している人のことを思ったりするのは、ほかにあるんでしょうか。ほかの省庁へ行ってそういうことを語るんでしょうか。ここの国の最高峰だと思うんです、水産の。資源と書いてあるけれども、その裏側には人の生活であることは肝に銘じていただきたい。

以上です。お答えは結構です。

○山川分科会長 どうも貴重な御意見、ありがとうございます。

ほかにかがでしょうか。青木委員。

○青木委員 青木です。確かに沿岸さんの御意見もごもつともで、今回、この資料上にも「配慮する」ということで書かれたと思います。一方で、まき網の漁業者のことがもうすっかり何か忘れられているというか、と思ったので、一言だけお伝えしたいと思います。

まき網の漁業者も、中には一家で、長男さんが沿岸の漁業を継いで、次男さんらがまき網に乗るとか、そういったところも結構あるでしょうし、まき網の漁業者、沖に出るともう何日も帰らないとか、真夏の暑い中、クロマグロを獲っていたりするんです。彼らは彼らなりに汗水垂らして何とか頑張っておりますので、資源は彼ら漁業者の生活も支えているということでおっしゃっていただいたんですけれども、まき網の漁業者の生活も支えているということも頭の片隅に入れておいていただければと思います。よろしくお願いします。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

井本委員。

○井本特別委員 井本でございます。今、青木委員からまき網漁業者のという御意見も出たんですけれども、ちょっとここまで発言すると、どこまで発言するんだという話になるんですけれども、境港の方はクロマグロの水揚げ、一大水揚げ地になっておりますけれども、漁業者だけではなくて、流通・加工業者を始め、あとは飲食店であるとか観光業者というところも含めてクロマグロの資源を活用しているという状況にございます。ですから、社会的経済的必要性というのは漁業者にとどまらず、そういう地域的にもあるということをお含みいただければと思います。コメントですので。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。塚本委員。

○塚本特別委員 すみません、全釣協の塚本です。これだけ漁業従事者の方がいらっしゃる中で遊漁のことを話すのは大変心苦しいんですけれども、その他のところにありました遊漁管理の高度化ということで、多分、この高度化というのはライセンスだったり、漁業組合に例えば登録して出船するとか、釣った魚をどうするかとか、そういういろいろなことをどんどん今後話し合って、それでどんどん必要に応じて見直しということだと思いますので、ただいま遊漁の方は大臣管理区分の中の枠の、多分パーセントでやっていますけれども、今回もちょっと増やしていただいたんですけれども、できる範囲でパーセントの方を少しでも増やしていただければという、ちょっとお願いします。すみません。よろしくお願いします。

○山川分科会長 御意見を頂いたということでよろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

では、特にございませんでしたら、具体的な配分につきましては、また後の審議事項の中で御議論いただくということになるわけですが、
「漁獲可能量の配分の考え方について」という資料7-2につきまして、原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 では、特に異議がないようですので、そのように決定いたします。

では、続きまして諮問事項に入ります。

まず、諮問第460号「資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部変更（本則、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）並びにまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の別紙2の変更）について」ということで、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の別紙2の、この件につきましては後ほど御議論いただくことにいたしまして、まずはくろまぐろ関係の事項について議論をしていきたいと思います。

事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

まず、私の方から諮問文を読み上げさせていただきます。

6 水管 第2641号

令和6年12月11日

水産政策審議会 会長

佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 江藤 拓

資源管理基本方針（令和２年農林水産省告示第1982号）の一部変更（本則、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）並びにまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の別紙２の変更）について（諮問第460号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第５項の規定に基づき、資源管理基本方針を別紙のとおり変更したいので、同条第６項において準用する同条第３項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

それでは、くろまぐろのＴＡＣ管理に関係する部分につきましての説明に入ります。

まずは、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）の資源管理方針の変更についての説明です。

先ほど改正が決まりました、「くろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方」の内容に即した変更と、ＷＣＰＦＣ北小委員会における０歳魚の漁獲抑制に関する我が国のコミットメントに対応するための変更で構成されています。

資料２－１と右肩にあります資料をお手元に御用意ください。

この「配分の考え方」の内容というのは、くろまぐろ部会後でも改正されたので、本日お示ししたものはパブリックコメントの案から変更が加わったものです。それでは、この内容につきまして説明に入ります。

資料の４ページをお願いいたします。左側が変更後、右側が変更前、現行のものでございます。

まずは管理年度のところの変更です。都道府県のことを表す用語として、現行では「知事管理区分」を使用していましたけれども、知事管理区分は都道府県知事が設定する管理区分と漁業法で定義されています。そういうことですので、より良い用語といたしまして、

今回「都道府県」に変更するものです。

続きましては、漁獲可能量の都道府県（全体）及び大臣管理区分への配分の基準です。こちらにつきましては、「配分の考え方」の改正に応じた変更となっています。これに関連しまして、現行、右の欄です。「国の留保は、漁獲可能量の15パーセントを超えない数量とする」という規定がありますが、この規定は削除することとしています。

下に移ります。各都道府県への配分の基準、こちらの変更も「配分の考え方」の改正に応じたものです。ほかの項目と同様、用語については資源管理基本方針で用いられているものを採用しています。

次のページ、5ページの下に移ります。国の留保からの配分についてです。こちらも「配分の考え方」と同様でして、「前の管理年度の漁獲可能量の未利用分の繰越しに係る留保を配分する際には、都道府県」——これは沿岸漁業のことです。「都道府県を優先するものとする」という規定が加わりました。

最後は、漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項です。これまではこの項目は「該当なし。」となっておりました。今回のWCPFC北小委員会における0歳魚の漁獲抑制に係る我が国のコミットメントに対応するため、努力規定として「国及び都道府県は、0歳魚の漁獲を令和6管理年度の水準から増加させないために必要な取組や関係する漁業者に対する指導を行うこととする」との規定を盛り込んだところです。

続きまして、別紙2-2、くろまぐろ（大型魚）の基本方針の変更の説明に移ります。

最初は管理年度です。こちらは小型魚と同様、用語の更なる適正化を目指して、「知事管理区分」とあったものを「都道府県」に変更しました。

次のページに移ります。都道府県（全体）及び大臣管理区分への配分の変更及び各都道府県への配分の基準につきましては、「配分の考え方」の改正に応じて変更しています。国の留保に係る規定については、これに関連して今回削除しています。

6ページ一番下の漁獲可能量の繰越分。こちらはWCPFCのルールの変更に伴って、不要となった部分を削除したものです。

7ページに入ります。最後です。国の留保からの配分についての変更です。こちらも小型魚同様に、「前の管理年度の漁獲可能量の未利用分の繰越しに係る留保を配分する際には、都道府県を優先する」という「配分の考え方」のルールを盛り込んだものです。繰り返しになりますけれども、ここでの都道府県というのは沿岸漁業と同義です。

以上が変更の内容となります。

続きまして、今回の資源管理基本方針の一部を変更する告示案についてパブリック・コメントを行いました。10月24日から11月22日までの間行いまして、合計で47件の意見を頂きました。この意見の概要と、それに関する水産庁の考えについてこれから説明いたします。

まず最も多かった意見ですけれども、都道府県（全体）と大臣管理区分への配分の基準に対するものでした。

繰り返し申し上げます。このことにつきましては、今回の増枠というのはクロマグロを漁獲する全国の漁業者がTAC管理に厳格に取り組んできた結果であり、「配分の考え方」の下、その恩恵を努力した関係者が全ての間で分かち合うものと考えています。

同時にですけれども、関係者一人一人が満足するまで獲ることが許される漁獲可能量ではないことも事実です。このため、全ての関係者にとって不満が残る配分になったということをお理解頂きたいと考えています。

その上で、今回の配分の基準につきましては、「配分の考え方」や、またくろまぐろ部会での議論も踏まえまして、分布域や海洋環境の変化などの影響をある程度は反映していること、漁獲枠の有効利用の観点からも望ましいこと、ほかのTAC資源で基本的に用いられていること、こういった理由から、令和7管理年度開始時点で利用可能な直近の3管理年度、すなわち令和3管理年度から令和5管理年度の管理年度ごとの漁獲実績のシェアの平均値を用いて配分することを基本とするよう見直したところです。また、漁獲可能量の有効活用を図るために、「配分の考え方」におきましては、積極的に配分の融通を行うこととし、国はその仲介を努めることを明記したところです。

関連しまして、一人でも多くの沿岸漁業者が生業を継続し地域社会を支えていけるように、経済的な配慮をしっかりと資源管理方針の本文中に明記すべきとの御意見を頂きました。このことについては、正に沿岸漁業者の方への経済的な配慮として、二つを本文中に明記しているところです。

一つ目は、大型魚の漁獲可能量のうちWCPCの北小委員会で合意が得られた増枠相当分の数量については、国の留保を除いた数量を基礎比率ではなく、都道府県、いわゆる沿岸漁業に配慮して配分するという一文が書き込まれています。

二つ目は、日本全体で繰り越す数量。これは17%が上限です。こちらと、それぞれの大臣管理区分・都道府県の繰越し、こちらは10%が上限となっておりまして、この合計との差分、これを含んだ前の管理年度の漁獲可能量の未利用分は、国の留保に繰り入れ、配分す

るときには、小型魚・大型魚とも都道府県、すなわち沿岸漁業を優先するという一文を資源管理方針の中に、小型魚、大型魚とも明記したところです。

続いて、かつお・まぐろ漁業の大型魚の配分に関しましては、第4管理期間（2018年）のTACが始まったときに、2002－2004年ではなく、2015－2016年の平均漁獲実績が用いられたために数量は不当に低く設定された。この扱いが令和3管理年度まで続いたので、その間の2002－2004年の平均漁獲実績との差があった部分を何とか埋めてほしい、また、基礎比率には不公平な配分であった2021年の漁獲実績が用いられているため受け入れられないといった御意見を頂いたところです。

第4管理年度のTAC後始まったとき、02－04年ではなく、2015－2016年の平均漁獲実績を用いたことで、かつお・まぐろ漁業の大型魚の配分量が小さくなったことは水産庁としても認識しているところです。この点も含めて考慮すべき事項を考慮し、3年前の大型魚15%増枠時には、「配分の考え方」に、かつお・まぐろ漁業などについてはWCPFCの基準年の平均漁獲実績の数量以上の配分とすると明記し、この増枠に伴う配分において配慮したところです。今回の見直しにおいても、大型魚は「基礎比率」のみを用いるのではなく、令和6管理年度の配分基礎の合計値からの増加倍率、これは1.35倍ですが、これを上回る増加倍率1.5倍を適用した数量を、令和7管理年度の配分基礎の案として、このあとお示しするところです。

小型魚から大型魚への転換の後押しを求める意見を頂きました。このことについては、小型魚の漁獲を削減することを目的として、漁獲の対象を小型魚から大型魚に転換するための国が定める枠組の導入を決定したところです。この枠組の下での大型魚の数量は、交換する小型魚の数量に1.6を乗じたものとして、WCPFCで合意された措置に基づく係数、こちらは1.47です。1.47を乗じた数量の差は、農林水産大臣が当初において確保した数量から上乘せすることとしています。この枠組みが活用されることで、小型魚から大型魚への転換が後押しされることを期待しています。

国の留保枠に係る規定の削除について意見を頂きました。このことについては、「配分の考え方」の中で漁獲可能量の超過リスクに対応するために留保として保持する数量は、小型魚、大型魚ともに50トン程度とするものとする。加えて、大型魚については、調査研究、遊漁、その他への対応として100トン程度を留保として国が保持するものとされたことを踏まえて変更したところです。

また、都道府県に配慮した形で増枠分を配分したことから、それぞれの都道府県の中で

留保をしっかりと確保していただき、また活用していただきたい、このように考えております。国が大きな留保を持ってそれを都道府県に追加で配分するという形よりも、各都道府県に配分して、その中で各都道府県の判断で漁業実態に合わせて留保を設定し管理していただく方が、融通が利きより柔軟な管理がしやすいと、そのように考えています。

W C P F C 北小委員会における我が国のコミットメントを踏まえて、0歳魚、2キロ未満の魚ですが、この漁獲を令和6管理年度の水準から増加させないとする努力規定に対しても御意見を頂戴しました。このコミットメントは、本年7月に開催されました「I A T T CとW C P F C 北小委員会の合同作業部会」において小型魚の増枠に反対していた関係国からの強い懸念、つまり小型魚を増枠すると、資源へのインパクトが大きい0歳魚の漁獲が増えるのではないかと、このことに応えるために準備し、提示したものです。こういった背景がありますので、努力規定ではありますが、仮に今般の小型魚増枠によって0歳魚の漁獲が増えた場合には、将来の小型魚の増枠が一層困難になると予想されることから、関係する都道府県・漁業者の皆様には、増枠後においても2キロ未満の魚の漁獲が増えないよう、例えば、こういった2キロ未満の鮮魚としての陸揚げをできる範囲で控えていただく、そういったものの取組を水産庁としてはお願いをしているところです。

その他、来年以降の配分に当たっての漁獲実績の用い方について質問を頂きました。今回、基礎比率は一定期間使うことを想定しています。「配分の考え方」の中で、この内容は、資源と漁獲の状況、各漁業の漁獲が親魚資源に与える影響の度合い、国際情勢、混獲防止技術の向上、遊漁管理の高度化の状況などを踏まえて、一定期間又は増枠時を目途に必要な見直しを行うこととしており、基礎比率に用いる漁獲実績についても同様と考えています。

新規就業者の漁獲を別枠として設けてほしい、こういった御意見もパブリック・コメントの中で頂きました。このことについて、「配分の考え方」の中では、関係漁業者が国際的な決定を受けて厳格な数量管理に取り組んできた結果、資源が大幅に回復して、回復目標を達成したことで増枠が認められた。そういうことに鑑みれば、要望があったような別枠として新規就業者の漁獲を認めることはなかなか難しい。ただ、都道府県知事が、社会的・経済的な必要性を考慮して、都道府県別に配分された漁獲可能量の中で、この新規就業者に配慮し配分すること、このことについては可能であるとされています。

最後になります。同一の大臣許可漁業又は都道府県間の小型魚から大型魚への漁獲枠の振替について、W C P F Cで決定された1.47倍という倍率を一律して適用してほしいとい

う御意見を頂きました。令和6管理年度については、大臣許可漁業の振替に適用する数字は1.2、都道府県の振替に適用する数字は1.4としたところです。このことについて、10月22日の第11回くろまぐろ部会において水産庁から報告しましたとおり、令和7管理年度については、この「1.2」、「1.4」という倍率をそれぞれWCPFCで定められた倍率1.47に戻すこととしています。

パブリック・コメントで頂いた意見の概要及びこれに対する水産庁の考えは以上です。今後、12月末を目途に、文書の形での公表の準備を進めてまいります。

今後、本日示した案に大きな変更が生じることとなった場合には、再度分科会に諮問します。ただ、軽微な変更につきましては、分科会長御了解の下で事務局で修正をしたいと考えています。

事務局からの説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等、よろしくお願いいたします。

日吉委員。

○日吉特別委員 2キロ未満の水揚げを注意するというのは十分分かりました。日本定置としても積極的に参加させていただきたいと思えますけれども、赤塚室長の今の御説明の中で、要は「鮮魚として出荷を控える」という言葉があったと思うんです。それはちょっと現場で誤解を招いちゃうんです。2キロ未満は隠せになっちゃうから、獲り方によっては。だから、「2キロ未満は徹底的に放流」ということが正しいと思えますけれども。水産庁がそれを言うことによって影響は大きいです。現場には、鮮魚に出さないで、樽の中にぼんぼん跳ねて、選別のときに。それは駄目ですよ。未報告も駄目だし、「鮮魚で出荷をしちゃ駄目」という言葉はちょっと駄目だし。

もう一点質問させてもらいます。繰越し枠の17%で、10%は都道府県に入るわけですね。あとの7%というのは留保枠に入るんでしたっけ。そうすると、留保枠は50トンに今回なるということと、その数って結構増えないですか。

○資源管理推進室長 まず最初の御指摘、ありがとうございました。我々、そういう意図はないですけれども、日吉特別委員がおっしゃったような間違った理解が広まらないように、特に文書の形で公表されますと、非常に広まり易くなります。文書公表の際には、書き方について気を付けたいと思います。ありがとうございます。

2点目については、おっしゃるとおりです。令和6年度の運用としましては、17%で

るところを大臣管理区分は10%に抑えていただく。都道府県も……ごめんなさい、換算係数1.47ですね、大臣管理区分は1.2で、都道府県も1.47のところを1.4にしたので、その差から生じた数量を国の留保に入れて、期中の追加配分の原資として使ったところです。

今回、それぞれ1.47に戻したことによって、この部分からの追加配分原資というのとはなくなりました。その代わりとしまして「配分の考え方」に入れました。国が当初の上乗せであったり、期中の追加配分のために、一定量確保するという形で、追加配分のための原資を得るようにしたところです。そういう意味では、留保として国が保持する50トン、100トンの部分とは関係しないものとなっています。

○日吉特別委員 ありがとうございます。0歳魚の放流については、日本定置としても内部でちゃんと知らしめて、積極的に対応したいと思います。ありがとうございました。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

青木委員。

○青木委員 青木です。先ほどの赤塚室長の一番最後のところで、今後に関してなんですけれども、大きな変化があったときは分科会に諮るんですけれども、小さな変化は諮らずに事務局の方でしてしまうということだったんですけれども、その判断、大きさの判断ですか、そこはどなたがどういうふうにするのか、お答えできるものなのでしょうか。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。現時点ではこうだったらこうするという明文化されたものはないんですけれども、社会通念上一般的なものとして一番理解して頂きやすいと思うのは誤字脱字です。そういうものがあつたりとか、点を付ける付けないとか。もちろん、修正を加えることで正に内容が変わる、そういったものは変更後の案を水産政策審議会に諮問させていただくことを考えています。

○青木委員 分かりました。ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。ウェブで参加の委員の方々もいかがでしょうか。

では、特に御意見等ございませんようでしたら、本件につきまして、原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 では、特に異議がないようですので、そのように決定いたします。

では、会議を始めてからもう2時間以上たちますので、この辺で休憩を一旦入れたいと思います。3時45分再開ということで、よろしくお願いいたします。

(休憩)

○山川分科会長 では、議事を再開したいと思います。

続きまして、諮問第461号「特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和7管理年度における漁獲可能量の設定及びその当初配分等について」ということで、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

まず諮問文の方を読み上げさせていただきます。

6 水管 第2668号

令和6年12月11日

水産政策審議会 会長

佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 江藤 拓

特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和7管理年度における漁獲可能量の設定及びその当初配分等について（諮問第461号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和7管理年度における漁獲可能量を別紙1のとおり定めたいので、同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、漁業法第15条第4項の規定に基づき都道府県知事の意見を聴いた後、速やかに同条第1項に基づき特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量を別紙2のとおり定めたいので、同条第3項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

さらに、くろまぐろの漁獲可能量に関する令和7管理年度における数量の融通等について、別紙3の取扱いとしたいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

令和7管理年度のTACの数量及びその配分の案について、説明に入ります。

13ページにあります資料3-2を開いてください。令和7管理年度のTAC（漁獲可能量）配分（案）というタイトルの資料です。こちらは一昨日、12月9日に行われたTAC意見交換会で使用した資料です。その際に修正に関する意見を頂きましたところ、これを反映したものとなっています。1ページめくってください。

まずは、日本の漁獲枠の増加倍率について説明させていただきます。

再三登場しますが、WCPFCの合意事項として、漁獲上限が小型魚が1.1倍、大型魚が1.5倍となったところです。この部分について、国内の数量管理に目を転じますと、令和6管理年度の基礎配分の合計からの増加倍率は、小型魚が1.24倍、大型魚が1.35倍となります。これがどのような理由で生じたのかということですが、小型魚から大型魚へ漁獲枠を振り替えるというルールがございます。この振替には1.47倍という係数が掛かりまして、令和6年の日本の小型魚の漁獲上限4,007トンのうち442トンが、このWCPFCのルールに即して、大型魚に振り替えられたと。1.47が掛かるわけですので、649.7トン、この数量が大型魚の漁獲上限5,614トンに上乗せされました。これが真ん中にあります令和6管理年度の基礎配分の合計として示しました小型魚3,565トン、大型魚6,263.7トンとなります。ここから見たときに、小型魚の4,407トン、2025年のWCPFCにおける日本の漁獲上限ですが、これの1.24倍になると。大型魚、WCPFCにおける日本の漁獲上限は8,421トンですが、こちらを6,263.7トンからの増加倍率で見ると1.35倍になると、そういうものになっています。ポイントといたしましては、WCPFCで決まった漁獲上限の増加倍率と日本国内の数量管理の基礎となる数量の増加倍率が異なっていると。その異なった理由は、小型魚から大型魚への漁獲枠の振替が行われていたからだという事です。

次のスライドに移ります。まずは全体像をお示ししたいと思ひまして、このようなものを用意しました。令和7管理年度の基礎配分の案です。小型魚、大型魚、小型魚と大型魚の合計のシェア、増加倍率、増加量を示したものです。令和7管理年度が何トンになったのか、これが令和6管理年度の基礎配分からどのくらい増えたのかというところが一番重要ですので、それぞれについてその点を説明させていただきます。

まず小型魚です。令和7管理年度の基礎配分の案、これの合計値は4,407トンとなります。こちらはWCPFCで決定された増枠後の数量と一緒にです。この中のうち、まき網漁

業は1,200トン、かじき等流し網漁業等が47.3トン、かつお・まぐろ漁業が44.7トン、都道府県、こちらは沿岸漁業のことです。沿岸漁業は3,066.0トン。そして、国等が留保として確保する数量が49.0トンとなっています。

では、令和6管理年度の基礎配分からどの程度増えたのかと申しますと、これが右から三つ目の列です。大中型まき網は1.00倍。増減、増加ございません。かじき等流し網漁業等が1.08倍、かつお・まぐろ漁業が1.79倍、沿岸漁業が1.40倍。全体で見ますと、1.24倍となっています。

続けて、大型魚です。令和7管理年度の基礎配分の案、まず合計から申しますと8,421トン、これはW C P F Cで決定された増枠後の数量と一緒にです。大中型まき網漁業の数量は4,116.3トン、かじき等流し網漁業等が32.4トン、かつお・まぐろ漁業が1,131.4トン、都道府県、こちらは沿岸漁業のことです。2,990.7トン。留保として150.2トンを確認したところです。

では、令和6管理年度の基礎配分からどのくらい増えたのか、増加倍率で示したものが右から三つ目の列です。大中型まき網漁業が1.14倍、かじき等流し網漁業等が1.50倍、かつお・まぐろ漁業が1.50倍、都道府県すなわち沿岸漁業が1.72倍となっています。全体で見ると1.35倍になっています。

最後が小型魚と大型魚の合計で見た場合のそれぞれの数量と増加倍率です。まずは全体は1万2,828トンとなります。大中型まき網漁業は5,316.3トン、かじき等流し網漁業等が79.7トン、かつお・まぐろ漁業が1,176.1トン、都道府県、沿岸漁業が6,056.7トン、最後に国が確保する留保の数量が199.2トンとなります。これが令和6管理年度の基礎配分からの増加倍率で見ますと、大中型まき網漁業が1.10倍、かじき等流し網漁業等が1.22倍、かつお・まぐろ漁業が1.51倍、都道府県が1.54倍となっています。全体で見ると1.31倍となっています。

以上が全体像、全体像としての数量の表の説明です。

1 ページめくってください。大臣管理区分と都道府県全体へどのような考え方で配分をしたのかということを説明したスライドです。

まず一番上の黄色の背景で示した部分です。基本のルールです。令和7管理年度開始時点で利用可能な直近3管理年度である令和3から令和5の管理年度のそれぞれの漁獲実績のシェアの平均値、これを以降、「基礎比率」という言葉を用いますけれども、これを用いて配分することを基本とすると。

留保につきましては、小型魚が50トン程度、大型魚が150トン程度を留保として保持する、こういったことが基本のルールとなっています。

各項目と、それに対する対応を整理したのが下の表です。小型魚については、基礎比率を用いて配分することを基本とするけれども、それによって算出された数量が令和6管理年度の基礎配分を下回る大臣管理区分と都道府県（全体）は令和6管理年度の基礎配分まで上乗せしましょう、そのための調整を行いましょうというルールが「配分の考え方」で定められています。対応は右の欄になります。まず4,407トンを基礎比率を用いて配分をしたと。ここによって算出された数量が、令和6管理年度の基礎配分を下回ることになってしまった大中型まき網漁業に対しては、1,200トン、令和6管理年度の基礎配分になるまで国の留保から上乗せを行いました。結果として61.2トンを国の留保から使っています。

大型魚については、二つのパートに分かれています。まず漁獲可能量のうち、令和6年のWCPFCにおける日本の漁獲上限に相当する数量5,614トンについては基礎比率を用いて配分するというを基本とします。残りの漁獲可能量、すなわち今回決定された増枠に相当する数量2,807トンについては、基礎比率によらず都道府県に配慮して配分する。そして、大臣管理区分間での配分については令和6管理年度の基礎配分からの増加の量と増加の率、そして漁獲割当てによる管理の状況を考慮して必要な調整を行うというルールになっています。

右の欄、対応ですけれども、まず5,614トンについては、国の留保として100トンを除いた数量を基礎比率を用いて配分しました。小数点第二位以下は切捨てとし、その結果出てきた端数の0.2トンは留保に繰り入れました。

増枠分の2,807トンについては、まず国の留保として50トンを除いた後、半分に当たる1,378.5トンを大臣管理漁業、ここでは大中型まき網漁業、かじき等流し網漁業等、かつお・まぐろ漁業のグループに、残る半分の1,378.5トンを都道府県全体にまず配分します。次に、大臣管理区分の中で、かじき等流し網漁業等とかつお・まぐろ漁業の配分が令和6管理年度の基礎配分からの増加率が50%、増加倍率で言うと150%になるように、これはWCPFCの大型魚の増枠率と同じですけれども、そうなるように調整をしたところです。

最後、留保です。「配分の考え方」は、まず超過リスクに対応するためとして、大型魚と小型魚ともに50トン程度を確保するとしています。その上で大型魚については調査研究、遊漁、その他への対応として100トン程度を国が保持すると定めています。

対応です。小型魚の留保は49トンとしました。大型魚の留保は150.2トンとし、このう

ち遊漁への対応として60トンとしました。

結果として示したものが次のスライドになります。令和7管理年度の基礎配分の案の表です。令和7管理年度の基礎配分の案の数量と現行からの増加倍率について説明いたします。

まず小型魚ですが、全体が4,407トンになりまして、大中型まき網漁業が1,200トン、かじき等流し網漁業等が47.3トン、かつお・まぐろ漁業が44.7トン、都道府県、沿岸漁業が3,066.0トン、留保は49トンという枠になります。こちらを令和6管理年度、今漁期の基礎配分で見たと増加倍率で見ますと、大中型まき網は1.00、増加なし、かじき等流し網漁業等が1.08、かつお・まぐろ漁業が1.79、都道府県、ここでは沿岸漁業が1.40となっています。全体で見ると増加倍率は1.24となっています。

続けて大型魚に移ります。まず、令和7管理年度の基礎配分の案。赤線で囲ったところ。全体が8,421トンとなります。大中型まき網漁業が4,116.3トン、かじき等流し網漁業等が32.4トン、かつお・まぐろ漁業が1,131.4トン、都道府県が2,990.7トン、そして留保が150.2トンとなります。

令和6管理年度の基礎配分の数字からの増加倍率です。隣の列になります、を見ますと、大中型まき網漁業が1.14倍、かじき等流し網漁業等が1.50倍、かつお・まぐろ漁業が1.50倍、都道府県が1.72倍、留保が1.50倍となっています。

次のスライドに移ります。令和7管理年度の当初配分の案です。先ほどは基礎配分の数量を説明しましたがけれども、このスライドは基礎配分から当初配分を算出する作業の説明と、その結果として出てきた数量を示したものです。

まず黄色背景のところの説明です。どうやって当初配分を出すのかと申しますと、令和7管理年度の基礎配分から過去の超過数量の差引き、そして要望調査を踏まえた小型魚から大型魚への漁獲枠の振替を行い、令和7管理年度の当初配分の数量を決定します。下表がその数量になるわけですがけれども、振替についてはここでは反映されておりません。

加えて、かつお・まぐろ漁業の漁獲割当てによる管理を行う管理区分については、あらかじめ定められた未利用分の繰越しルールに基づきまして、2年前の令和5管理年度からの繰越数量、24.7トンを追加して当初配分の案を作ったところです。

表を説明しますと、小型魚については大中型まき網漁業が1,200トン、かじき等流し網漁業等が47.3トン、かつお・まぐろ漁業が44.7トンとなります。

その下、大型魚の数量です。大中型まき網漁業は管理区分が二つに分かれています。そ

れぞれについて、令和 6 管理年度の当初配分の数量に大中型まき網漁業の増加倍率1.14倍を乗じて算出した数量を当初配分の数量の案としています。同様の処理は、かつお・まぐろ漁業でも行っています。こちらも管理区分が二つ分かれていますので、それぞれの管理区分について令和 6 管理年度、今漁期の基礎となる数量に増加倍率、かつお・まぐろ漁業の場合は1.50倍を乗じた数量が令和 7 年度当初配分案としてここに示したものです。

繰り返しになりますけれども、振替については、この表の中では反映されておられません。

次のスライドに移ります。ここからは各都道府県への配分、都道府県全体への配分の説明を先ほどやりましたけれども、各都道府県にはどのように配分をしていったのかということ、図で示したものです。

まずは小型魚です。最初は、青色のところ、「1. 基本」と書いてあるところです。都道府県全体の数量から、後で説明いたします調整であったり、上乗せであったり、追加配分のための数量、これは全部で400トンになります。これを引いた数量を基礎比率を用いて算出します。こうやって出した数量が、令和 6 年管理年度の都道府県別漁獲可能量の基礎となる数量、用語で申しますと都道府県別基礎配分になりますけれども、ここに至らない都道府県については、令和 6 管理年度の都道府県別基礎配分になるまで調整します。これが一つ目の調整になります。

続けて、令和 6 管理年度の都道府県別基礎配分からの増加率を考慮した調整を行います。具体的には今回は増加倍率が1.11倍に至らない都道府県については、1.11倍になるように調整したところです。まずはこういった調整を行いました。

レーザーポイントがないので説明しづらいんですけども、青色のエリアで「2. 調整」の上の境界線を越えているところがあります。これは、調整を必要としない都道府県があったことを表したものです。

調整の次は上乗せの処理を行いました。この図で言うところの、気持ち弱めのオレンジになったところです。小型魚については二つ枠組が用意されています。一つ目、①が、基礎比率を用いて算出された数量又は令和 6 管理年度の都道府県別の基礎配分の数字が 1 トンよりも少ない、1 トン以下の都道府県に対しては、これが 1 トンになるまで上乗せしています。

次は③です。①の上乗せ後の数量がまだそれでも少ない都道府県については、少ない数量の中で管理をしていくことの大変さというのを考慮しまして、それぞれの数量に応じて上乗せを行いました。具体的には、20トン未満であれば10トン上乗せする、20トン以上40

トン未満であれば7トン上乗せする、40トン以上50トン未満であれば4トン上乗せする、こういった処理を行いました。

ここまでが当初配分時に行う処理となります。その後、管理年度中に追加配分を行う原資ということで、ちょっと強めのオレンジのところですよ。合計129.5トンを確認したところですよ。右下にあります29.5トン、調整、上乗せ又は追加配分のために確保していた400トンから調整、上乗せ又は追加配分に用いた数量を差し引いた差引後の数量27.6トンと「1. 基本」の作業で小数点第2以下を切り捨てた処理により発生した1.9トンの合計の29.5トンも追加配分のために使うものとしたところですよ。

こういった処理を行った後の各都道府県の基礎配分の案がどうなったのかということを示したものが次のスライドになります。

表の数字は各処理の処理後の数量です。色付は、先ほどの配分イメージの中で示したものと一緒です。一番上のセルが青色の行が基礎比率を使って出した数量。一番上のセルが緑色の行には令和6管理年度の基礎配分との差や、必要に応じて調整を行った調整後の数量が示されています。最後の一番上のセルが少し弱めのオレンジ色の行が上乗せを行った上乗せ後の数量が示されています。

そういった処理を行った結果としての一番右の行が令和7管理年度の小型魚の基礎配分案となっています。

補足します。この合計値の数量2,936.5トンと都道府県全体の数量3,066トンとの間に差があることに不思議に感じられた方がいらっしゃると思います。この差分129.5トンは期中の追加配分を行うために、国の方で原資として確保させていただいた数量になります。

1枚めくってください。次は大型魚です。各都道府県への配分のプロセスを図示したものです。流れは小型魚と同じです。まず「1. 基本」といたしまして、青色にありますとおり……失礼いたしました。

まずは都道府県全体の数量から調整を行ったり、上乗せを行ったり、追加を行うための数量690.7トンを差し引いたもの、こちらを基礎比率を用いて配分する、これがまず青色の「1. 基本」のプロセスです。その数量が令和6年の都道府県別基礎配分まで至らなかった都道府県については、まずはそこまで調整しましょうと。これが緑色の「2. 調整」の一つ目の部分です。その上で、今度は令和6管理年度の都道府県別基礎配分から1.35倍した数量に至らない都道府県は、その数量になるまで調整しましょうと。これら二つの調整をこの緑色で示した部分で行いました。

その後に「３．上乘せ」というプロセスになります。大型魚については全部で四つの枠組があります。一つ目が基礎比率を用いて算出された数量であったり、令和６管理年度の都道府県別基礎配分が１トン以下の場合には、２トンになるまで上乘せしました。

二つ目は、過去の漁獲実績に着目した処理です。都道府県別漁獲可能量を超えないよう漁獲量を管理する困難さを緩和することを目的として、大型魚の管理が始まって９年になりますけれども、この過去９年の最大漁獲実績と差がある都道府県については、この最大の実績になるまで上乘せしました。

三つ目は、こういった上乘せ処理を行ってもまだ数量が少ない都道府県については、漁獲量の管理が大変だということで上乘せを行いました。具体的には、２１トン未満であれば１０トン、２１トン以上５０トン未満であれば７トン、５０トン以上１００トン未満であれば４トンをそれぞれ上乘せをしたところです。

最後、そこでもなお、まだ過去の超過分の差引きの影響がある北海道に１３．６トンの上乘せを行いました。

ここまでが当初配分時に行う処理です。この後、譲渡した都道府県に対して追加配分を行う。消化率が高い都道府県に対して追加配分を行う。転換の取組に参加する漁業者に対するものとして都道府県に追加配分を行う。そういった管理年度中の追加配分のために合計で１７４トンを使うこととしました。右下の点線で囲われたところですが、調整、上乘せ又は追加配分のために確保していた６９０．７トンから調整、上乘せ又は追加配分に用いた数量を差し引いた差引後の数量１１．９トンと「１．基本」の作業で小数点第２以下を切り捨てた処理により発生した数量の合計１４トンも追加配分のために使うものとしたところです。

そういった処理を行った結果として、都道府県のそれぞれの大型魚の基礎配分の数量の案がどうなったのかを示したものが次のスライドです。北は北海道、南は沖縄の順番で示したものです。小型魚と同様、一番上のセルが青色の行が「１．基礎」、緑色の行が「２．調整」、ちょっと弱いオレンジ色の行が「３．上乘せ」となります。

次に移ります。小型魚の当初配分の数量の案です。どのような処理を行ったかということが黄色の背景の部分に書かれていますけれども、令和７管理年度の基礎配分から過去の超過数量を差し引いたものが令和７管理年度の当初配分の数量となります。過去の超過数量は、都道府県の合計で８．８トンとなります。

１枚めくっていただきまして、今度は大型魚になります。同様の処理を行って、令和７

管理年度の基礎配分から当初配分の数量を出しました。過去の超過数量は、大型魚については該当する都道府県はありませんでした。0トンです。

次のスライドに移ります。令和7管理年度の当初配分の案の総括表です。ここでもちょっと注意しなきゃいけないのが、小型魚から大型魚への振替です。小型魚・大型魚両方とも振替の数量はここではまだ反映していません。

1枚めくっていただきます。前管理年度の漁獲可能量の未利用分の繰越しについての説明です。「配分の考え方」の説明でありましたけれども、日本全体で繰り越す数量というのは17%上限、こちらと、それぞれの大管管理区分、それぞれの都道府県の繰越量、こちらは上限10%です。この合計との差分を含めた前の管理年度の漁獲可能量の未利用分は国の留保に入れることとしています。こちらを配分する際には、大型魚、小型魚とも都道府県、すなわち沿岸漁業を優先するというルールにしています。

下は、仮にということで、未利用分の繰越が起きた場合のプロセスを図示したものです。右下には都道府県への追加配分数量の推移を掲載しました。小型魚・大型魚いずれも100トン以上のレベルで都道府県に追加配分しています。

1枚めくってください。過去の超過数量の取扱いです。これは先ほど渡部委員からあった御意見にも関係するところですが、超過数量の取扱いについての一般的なルールです。令和6管理年度に発生した超過量は、令和7管理年度から原則として一括差し引きし、一括差し引きで超過量の全てを差し引けない場合に限り、分割の差し引きとすることとしております。

それとは別に、過去ありました第2管理期間の超過数量については、漁獲の枠の2割を上限に差し引いていくと。こちらは分割として差し引くこととしています。

めくってください。

もう一枚よろしく申し上げます。再度、令和7管理年度の当初配分の案の総括表を示しています。25ページの総括表と違う点があります。かじき等流し網漁業等におきまして要望調査の結果を受けて、小型魚から大型魚への漁獲枠の振替が行われました。29ページの総括表の数量はそのことを反映した数量となっています。小型魚から大型魚への振替により、令和7管理年度当初配分の合計値は、小型魚ですと4,883.3トン、大型魚ですと8,455.8トンとなります。この数量が、令和7管理年度開始時点の漁獲可能量となります。また、各大管管理区分で示した数量が当初の大管管理漁獲可能量となります。

以上が、漁獲可能量の案及び配分数量の案の説明です。

続けて、クロマグロの漁獲可能量に関する令和7管理年度における数量の融通等について説明します。11ページの別紙3を開けていただけますでしょうか。「融通等に伴う漁獲可能量等の数量変更の事後報告について」という資料です。

まず背景です。令和6管理年度では数量の融通などによる大臣管理漁獲可能量又は都道府県別漁獲可能量の変更については、手続の迅速化を図るために、あらかじめ水産政策審議会の意見を聞いた上で同意を得ておき、数量の変更が発生したときには、事後報告という対応としてきたところです。

令和7管理年度が来年1月から始まるところですけれども、令和7管理年度についても前管理年度と同様の扱いにしたいと考えています。事後報告による対応とさせて頂きたい数量変更の一つ目は、都道府県又は大臣管理区分と、又は都道府県との間での数量の融通のうち、当事者間の合意により行うものに伴う数量の変更です。

二つ目は、小型魚について、大臣管理区分「くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業」、「くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等」及び「くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業」の漁獲可能期間の終了によるそれぞれの大臣管理漁獲可能量の未利用分の国の留保への繰入れに伴う数量の変更です。

三つ目は、大型魚です。くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業で漁獲割当てによる管理を行う区分の未利用分の国の留保への繰入れ、またくろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業で漁獲量の総量の管理を行う管理区分への追加配分に伴う数量の変更です。

四つ目は、WCPFCで合意された措置に基づく係数による不等量交換と、次のページに移ってしまいますけれども、小型魚の漁獲を削減することを目的として、漁獲の対象を小型魚から大型魚に転換するための国が定める枠組みに参加する漁業者に対するものとして行う不等量交換に伴う漁獲可能量の変更です。

これら四つについては、農林水産大臣の裁量の余地のない機械的な変更であることから、今回分科会にて、令和6管理年度と同様の運用とすることで同意を頂きたいと考えています。

関連して、不当量交換について補足の説明をさせて下さい。11ページに戻っていただけますでしょうか。

まず、WCPFCで合意された措置に基づく係数による不等量交換ですけれども、これは要望調査の結果に基づいて同一の都道府県であったり、同一の漁業の種類の大臣管理区分間で行われる小型魚から大型魚への不等量交換に限ります。この場合において使用する

係数は、1.47になります。

次に移りまして、もう一つの不等量交換。小型魚から大型魚への漁獲の対象を後押しするための枠組みの下で行う不等量交換についての補足説明です。

この不等量交換後のクロマグロの大型魚の数量は、交換を行おうとする小型魚の数量に1.6を乗じた数量とすることを考えています。W C P F Cで合意された措置に基づく係数、1.47との差分は、先ほど触れました農林水産大臣が当初において確保した数量から上乗せするものとしています。

その他でございますけれども、先ほど説明したもの以外の大官管理漁獲可能量及び都道府県別漁獲可能量の数量変更を行う場合の手続については、令和6管理年度のルールを継続することとしています。

以上、事務局の説明です。どうぞよろしくお願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等よろしくお願いいたします。三浦委員。

○三浦委員 質問ですが、最後の説明のところで、小型魚から大型魚へ振り替える不等量交換のところで、国際的に認められているのが比率が1.47となっている中。それを今回、日本では1.6にするとありましたが、1.6とした場合、足りない分の漁獲枠はどう補填するのでしょうか。教えていただければと思います。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。そうしましたら、同じ資料の21ページを開けていただけますでしょうか。「令和7管理年度以降の各都道府県への配分（大型魚）」というスライドです。

このスライドの右側の「4. 追加配分」のところに全部で3種類、追加配分の枠組みを掲載しました。こちらの⑦にあります「小型魚から大型魚へ転換促進の枠組みに参加する漁業者に対するもの」として60トンを確認しました。先ほど三浦委員からの質問にありました1.60と1.47の間に生じる部分の数量は、この60トンから出すことを考えています。

○三浦委員 60トンで足りるんですね。大量に振替えた場合、枠が足りなくなるとか、そういうことはないんですか。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。もちろん、希望者が殺到した場合には60トンでは足りない事態が生じる可能性はあります。その場合は、例えばこの下の点線で囲ったところに記載しています追加配分原資の14トンと、前管理年度から今管理年度への漁獲可能量の未利用分の繰越分、それは国の留保に入れた後で都道府県に配分するものとな

っています。これを充てることを考えています。

○漁獲監理官 ちょっと補足させていただきますと、このスライドの21ページの4の追加配分の⑦の「小型魚から大型魚へ転換促進の枠組みに参加する漁業者に対するもの」というのは、今回、補正の予算の要綱改定をしまして、この転換促進のための事業の枠組みを予算措置の枠組みに参加する漁業者に対するものということになります。その予算の範囲内で事業を実施することを前提として、小型魚から大型魚への振替係数である1.47に上乗せして1.6にするために必要な0.13に相当する数量ということで、60トンを用意させていただいているということです。トン数の制限というか、どちらかというと予算措置の方の制限で上限がかかってくるということになるかと思います。

○三浦委員 予算措置ということは、この振替えを利用したら予算がもらえるということなんですか。その辺のところも教えていただければと思います。

○漁獲監理官 今回ちょっと資料を付けていなくて申し訳なかったんですけども、一昨日のTAC意見交換会の中でも予算の御説明の中でさせていただいたんですが、今回、小型魚から大型魚への転換を促進するための事業を新しく作りまして、その中で小型から大型に転換する方に対して、小型魚を今まで獲っていたグループの中で、小型の枠を拠出し合って大型に転換する人に渡してあげると。そこに通常であれば1.47なんだけれども、0.13を乗せて1.6にする形で転換を促進する。転換の促進に必要な、今まで例えばひき縄で小型魚を獲っていた方であれば、はえ縄なりに転換する際に必要な漁具の経費だとか、そういったお金を予算で支援するし、大型魚に転換した方は小型魚に残る方に対して一定の金額を拠出すると。その拠出に対しても国の基金の方から一定程度の上乗せをして、残った小型魚を漁獲する方たちも裨益するような形のスキームを考えております。

また、今、要綱、要領の改正等をしていきますので、別途、その予算の事業につきましては、都道府県を通じたり、団体を通じたりして、御説明の機会を設けさせていただきたいというふうに思っております。

○三浦委員 よろしく願いいたします。

○山川分科会長 日吉委員。

○日吉特別委員 今、監理官の方から予算措置の話が出たので、一つ話させていただきます。

定置の放流支援の増額のこの間説明があったと思うんですけども、定置の放流について、せっかくデータを資源研究機関等に、資源管理に用いられるようなデータをちゃんと

取っていただいて、現実的な漁業の実態を調べていただきたいと。今、直近で過去3年の実績でシェアというものが、今回の増枠の案にも出ていますけれども、現実離れして、私たち定置にしてみれば相当な量、静岡県においては去年は11倍のものを放流しております、漁獲の。そういうものは絶対に反映されていないと思っていますので、今回増枠はありがとうございます。それについてデータが集まった折には水産庁内、また研究機関と情報を共有していただいて、次回の増枠があるかどうか分かりませんが、そのときにはそれなりの配慮をしていただきたいと思います。

以上です。

○山川分科会長 御意見頂いたということで、よろしくお願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

木村委員。

○木村委員 先ほど三浦委員からあったお話ですが、60トンというのはお金で買えるわけではないので、原資として60トンがなくてはいけないから、それは国の留保分から出てくるという理解でよろしいですか。

○資源管理推進室長 木村委員、ありがとうございます。こちらの先ほどの「小型魚から大型魚へ転換促進の枠組みに参加する漁業者に対するもの」としての追加配分のための数量60トンは、国の留保として確保する50トンとは別枠で確保するものです。

○木村委員 そうですか。さっきの細かい表の中に、この60トンがどこかに組み込まれているんですね、もう既に。

○資源管理推進室長 この60トンは、これから期中で追加配分をするために確保したものですので、大型魚の細かい表、22ページのスライドになりますけれども、そこで示された合計値2,816.7トンの中には含まれません。この合計値と沿岸漁業全体への大型魚の配分数量2,990.7トンとの差が、期中で追加配分するための数量として国が別途確保している数量であり、その中に60トンも入っています。

○木村委員 その60トンは、どこかに入れておいた方がいいんじゃないですか。そうしないと、私も先ほど三浦委員がおっしゃっていたのはそのとおりだと思っていて、お金で買うわけにはいかないから、60トンは60トンで絶対どこかになくはいけません。その数字は是非入れておいた方が皆さんお分かりになりやすいと思いますので、対応をよろしくお願いいたします。

○山川分科会長 よろしく願いいたします。

ほかにございますでしょうか。ウェブで御参加の委員の方々もいかがでしょうか。

では、特に御意見ないようでしたら全体の枠に限りがある中で、それをどのように切り分けるかという話ですので、それぞれの区分において完全に100%満足できるというものではない。それぞれの中でそれぞれ不満を抱えながらということではございますけれども、全体としてはそれなりにバランスの取れた配分案ということに、先ほど御議論いただいた考え方にに基づきながら考えられている案のように思います。

ということで、本件につきまして、原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

以上をもちまして、クロマグロのTAC管理の関係の議論は終了いたしました。

では、続きまして、クロマグロのTAC管理以外の議題について、諮問事項から順に議論を行ってまいります。

再び諮問第460号に戻ります。「資源管理基本方針の一部変更について」の部分ですが、これのまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の別紙2の変更、この点についてまだ議論を行っておりませんでしたので、この点につきまして事務局から説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。私の方から、再度、資料2の説明を行わせていただきます。

まず冒頭で、私の方から口頭で大きな流れについて申します。

漁業法に基づく資源管理を進めていくに当たって、管理の目標を定めて、これを実現するための漁獲のシナリオを選ぶという原則は堅持しつつ、その中で対象とする資源の生物学的特性や、これを利用する漁業の実態を踏まえた柔軟な運用の考え方というものを、これまでも分科会でお示ししたところです。

この最新の試みとして、管理年度中の漁獲可能量の調整ルールを今回諮問をさせていただくものです。

なお、このルールは令和6管理年度のまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の暫定的な措置としています。

それでは、資料を用いて内容の説明に入ります。

15ページ、一番最後のページを開いてください。「まさば対馬暖流系群及びごまさば東

シナ海系群管理年度途中の漁獲可能量の変更（令和6管理年度の暫定的な措置）」というタイトルの資料です。

左側の点線囲い・黄色背景がルールを文章にしたもの、右側がこれを図示したものですので、理解しやすい方を見ていただければと思います。説明は文章と図を行ったり来たりさせていただきたいと思います。

まず基本というか、基本中の基本ですけれども、TACの数量というのは資源量と漁獲シナリオから算定されるABCを基にして設定されます。このまさは対馬暖流系群及びごまさは東シナ海系群のTACもABCに基づき令和6年7月にもう既に設定したところ です。

このABCにつきましては、令和6年12月に公表される令和6年度の資源評価結果から、データが更新された令和6管理年度のABC、再計算されたABCが利用可能となります。この資料の図の方では「R6再計算ABC」という用語が使われています。こちらが令和6年管理年度のTACを定めたときのABCよりも増えたとき、この増えた分の範囲において、TACの数量を調整し上乗せできるというルールとしています。

続けて、上乗せした分はどこから差し引くかと申しますと、図の下の部分に転じまして、令和7管理年度のTACの数量をその分減らすという調整を行います。ここまでの第1の調整となります。左の文章で申しますと、1ポツ、2ポツになります。

その後、令和7年の9月頃に令和6管理年度の漁獲実績が固まり、また同年の12月にはデータを再更新した令和6管理年度のABCが利用可能となります。図の方では「R6再々計算ABC」としています。この令和6管理年度の漁獲実績と再々計算された令和6管理年度のABCによって、第2の調整が行われます。

具体的にどういう調整を行うのか図で説明しますと、オレンジの棒で示しました、令和6管理年度の漁獲実績と再々計算された令和6管理年度ABCを比べて、後者の方が下回ったとき、また後者が上回ったときで、それぞれ「令和7管理年度」の緑で示した令和7管理年度のTACの数量が変わります。

図の①が付けられた白色の棒グラフと緑色の棒グラフで示しているのは、再々計算された令和6管理年度のABCが令和6管理年度の漁獲実績よりも下回っていた。つまり漁獲が生物学的許容漁獲量よりも多い状態だったときであって、でも下回った数量は令和6管理年度のTACを調整し上乗せした数量までにはいたらなかった。そういうときは、令和6管理年度のTACを調整し上乗せした数量と下回った数量との差を令和7管理年度のT

A Cに追加する調整です。

図の②が付けられた白色の棒グラフと緑色の棒グラフで示しているのは、下がり具合が令和6管理年度のT A Cを調整し上乗せした数量よりも大きかったと。本当にたくさん獲ってしまったという場合です。その場合には令和7管理年度のT A Cを再々計算されたA B Cが令和6管理年度の漁獲実績を下回る数量が令和6管理年度のT A Cを調整し上乗せした数量を上回った分更に深掘りする調整を行うことになります。

最後、一番左の③が付けられた白色の棒グラフと緑色の棒グラフですけれども、再々計算された令和6管理年度のA B Cが同年の漁獲量よりも多かった。結局、漁獲量は生物学的許容漁獲量の数量の範囲内であった。そういった結果になったときには、令和7管理年度の変更後のT A Cの数量は、第1の調整が行われない令和7管理年度のT A Cに相当する数量に戻すと、そういう……失礼いたしました。同じことなんですけれども、文章で示したルール2. で定義されている追加数量ですね。この追加数量を令和7管理年度のT A Cに加えるという調整を行うことを示しています。

以上が、暫定措置の説明となります。この措置を盛り込むために変更された、本則の案、またまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の基本方針の案が、資料2の3ページから4ページ、そして7ページから8ページで示したものです。

続けて、今回の変更の案についてパブリック・コメントを行いました。この結果について説明いたします。

くろまぐろと同様の期間、11月10日から12月9日までパブリック・コメントを実施したところ、2件の意見を頂戴しました。

一つ目です。まさば対馬暖流系群の方ですけれども、こちらについては、このような暫定措置を設けるよりも、近隣国と共調してT A Cの数量を更に絞るべきだという意見を頂きました。このことについては、今回の暫定措置によって、資源の持続的な利用の確保に向けた道筋、これが途切れるものではありません。そういうものだといえども我々としては考えています。また、周辺国などの協力の重要性については水産庁としても認識しているところでして、資源の持続的な利用に向けて、必要な連携や協力を努めてまいります。

2つ目の意見は、関係者に対する事前説明を引き続きお願いしたいというものでした。こういった意見を頂戴しているところです。今後、12月末を目途に文書の形での公表の準備を進めてまいります。

最後になります。今後、本日晒した案に大きな変更、内容の変更を伴うものが生じたこ

とになった場合には、再度分科会に諮問します。ただ、誤字脱字であったり、てにをはの部分の軽微な変更については、分科会長御了解の上で事務局の方で変更したいと考えています。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

井本委員。

○井本特別委員 ありがとうございます。井本でございます。まずは、本年3月に対馬系の数量明示関係者から提言の方を出させていただきまして、それを反映していただいて、新たな今回の前借りルールということで御提案いただいたと思っております。その件については感謝申し上げます。

対馬系のサバ類につきまして、昨年の3月に第123回の分科会でしたか、資源評価と現場の資源状況が乖離しているということで、TACが逼迫しまして、水産庁によって緊急避難的措置ということで、翌管理年度からの前借り規定というのを設けていただきました。それによって何とかそのときをしのいだという経験がございます。

この時点での前借り規定というのは、一度前借りした分に関しては使わなくても翌年のTACから全量差し引かれるものでございましたけれども、次の令和6年3月、これは130回の資源管理分科会だったと思いますけれども、こちらで使用した分のみ翌年から差し引く規定に変更していただいたという経緯がございます。

一方で、それにつきまして今回の提案につきましては、この前借りルールの方を更に一歩前進させていただいて、ABCの再評価が漁獲実績を上回った場合には前借り使用分を返済しなくてもよいというルールになってございます。

一方で、この規定案ではABCの再評価が漁獲実績を下回った場合には前借りした数量以上の返済、TACの減枠となる、漁業者側から見れば言わばリスクをはらんでいるような状況でございますけれども、この新前借りルールですか、メリットもある一方で、リスクももちろんあるんですけれども、今管理年度限りの暫定措置ということであるのと、あと3月の対馬系からの、先ほど申し上げました提言に対する1つの回答ということで受け止めておりますので、今期の対馬系のサバ類、TAC管理で実際に使ってみた上で、改善する点がございましたら、それをその都度改善していただいて、更に前進を図っていただければよろしいのではないかと考えております。

なので、私どもといたしましては、こちらの新ルールの方は支持させていただきたいと思っております。

また、これは付け加えなんですけれども、魚谷部長を目の前にして、また同じことを言っていると言われるんですけれども、対馬系のサバ類が——まあ、イワシ類もですけれども、資源の増加傾向にある中で、今でも境港や九州といった水揚げ港においては漁獲制限を現在も150トンですか、漁獲制限を行っている状況ではございます。こちらはもう毎回申し上げているとおりで、冷蔵保管庫の不足といったことで、こちらによる規制となっております。引き続き、こちらのことは念頭に是非置いておいていただきたいなということでコメントをさせていただきます。

以上でございます。

○山川分科会長 どうも詳しい御説明をありがとうございました。

ただいまの御発言に関しまして、何か付け加えてコメントすることとかございますでしょうか。

○資源管理推進室長 井本委員、ありがとうございました。実際に使ってみて改善する点があれば改善をするというところの御意見について、私どもも柔軟な管理を目指す取組というものについては、多分ゴールはないと考えています。法律に定められた原則の中で、運用をどこまで柔軟にできるのかを考え提案していく、そこに我々の推進室としての存在意義があると思いますし、その過程で現場とのコミュニケーションを密に重ねることで、更に良いものを作っていくことができますので、今回のことを契機にして、日常のコミュニケーションが取れればと。管理をどうしていくのか、資源をどのようにして目標に持っていくのか、そういうところまでも含めての、現場との密なコミュニケーションというのは非常に大事ですので、こういった関係性を続けていただければと思っています。ありがとうございます。

○井本特別委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 及川委員。

○及川委員 及川です。すみません、この素案は——素案というか、担当者の方からも一度御説明を頂いていて、そのときはおおよそ分かったつもりだったんですが。もうあまり細かい話はあれなんですけれども、これ連続する場合、結局、令和7年の12月頃にABCの再計算をしたところで、もともと設定したABCより多い少ないが出てきて、その多かった部分はまた追加可能量になりますよね。追加可能量と漁獲実績が出てきたときとの差

のところが両方とも何か二つ重なって、ちょっとループのようになってくるのかなと思えてきたものですから。もし、今日じゃなくても、また教えていただければ助かります。

○資源管理推進室長　ありがとうございます。まず、令和6年度の暫定的な措置ですので、及川委員がおっしゃった事態は発生しないと思います。ただ、井本特別委員がおっしゃいましたけれども、より良いものをこれを基に更に作り上げていくというところで、こういった率直な疑問とか、そういうものをぶつけていただき、我々の方でまたいろいろと解決策を提示して議論できればと思っています。

○山川分科会長　ほかにございますでしょうか。

こういった考え方を、ほかの系群資源等でも今後応用していくというような考えはございますでしょうか。

○資源管理推進室長　ありがとうございます。もちろん、原則の中での柔軟な運用という意味では検討する余地は残すものでありますけれども、まさば対馬暖流系群、ごまさば東シナ海系群の特異的な事項として、実際の管理の期間と資源評価のタイミングの間にずれがあると。そこをうまく使った今回の暫定ルールでして全ての資源で同様のずれがあるかどうかという、ないです。ただ、より大きな話としては、こういった管理年度間で数量を調整していく行為をこれに伴うリスクを科学的に評価した上で組み込んでいく。これがおそらく一番全ての資源に汎用可能なルールになってくるんだと思います。リスク評価というところで、研究機関との共同作業が必要になってきますけれども、その大きな方向性自体は、今我々の方でも検討を進めているところです。

○山川分科会長　どうもありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。ウェブで御参加の委員の方々、いかがでしょうか。

では、特になければ、本件につきましては原案どおり承認をしていただいたということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長　では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

続きまして、諮問第462号「特定水産資源（めかじき（南西太平洋海域）等11国際資源）に関する令和7管理年度における漁獲可能量及びその当初配分等について」ということで、事務局から説明をよろしく願いいたします。

○かつお・まぐろ漁業室長　かつお・まぐろ漁業室長の鈴木でございます。私から諮問文を読み上げさせていただきます。

6 水管 第2404号

令和6年12月11日

水産政策審議会 会長

佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 江藤 拓

特定水産資源（めかじき（南西太平洋海域）等11国際資源）に関する令和7管理年度における漁獲可能量及びその当初配分等について（諮問第462号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、特定水産資源（めかじき（南西太平洋海域）、めばち（東部太平洋条約海域）、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分3M））、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分3O））、いわしくじら、からすがれい（北西大西洋条約海域）、きはだ（インド洋協定海域）、にたりくじら、みんくくじら、めばち（インド洋協定海域）及びながすくじら）に関する令和7管理年度における漁獲可能量等を別紙1のとおり定めたいので、同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、いわしくじら、にたりくじら及びみんくくじらの漁獲可能量に関する令和7管理年度における留保からの配分及び数量の融通等について、別紙2の取扱いとしたいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

ただいま読み上げました諮問が資料4-1でして、これに関するもののうち、私から、鯨類以外の資源について説明させていただきます。資料4-1の束の11ページ、右上に資料4-2と書いてございますけれども、こちらをお開きください。

こちらが、今回設定する国際資源のうち、私から説明する国際資源の総括表となります。今回、漁獲可能量を設定する期間は令和7管理年度分でございます、いずれも令和7年1月1日から12月31日までとなっております。

各資源の大臣管理区分につきましては、この表の左から２番目の縦の列の記載のとおり
の漁業となっております。また、今回設定する各資源の漁獲可能量につきましては、この
表の左から３番目の縦の列になりますが、前年漁期以前からの繰越し可能な割当てではなく、
各資源の管理を行う国際機関で決定された我が国の割当量をそのまま漁獲可能量として設
定しております。

なお、各欄の２行目に隅付きの括弧で記載しております数字は、今年、すなわち令和６
管理年度の数値を参考として記載しております。

これらの資源のうち、上から２行目の東部太平洋条約海域のメバチにつきましては、こ
の資源を管理する国際機関でありますＩＡＴＴＣにおいて、今後、他国への割当てや譲渡
の可能性があるということを考慮しまして、これに必要な数量でございます８,０００トン
を左から４列目のところに記載のとおり留保枠として設定し、これを漁獲可能量から差し引
いた２万４,３７２トンを大臣管理漁獲可能量として設定しております。

その他の資源につきましては、漁獲可能量の全量を大臣管理区分に配分しておりまして、
表に記載のとおりの数値となっております。

なお、令和６管理年度と異なるものにつきましては、上から５行目の北西大西洋条約海
域のカラスガレイでして、こちらは同資源を管理する国際機関であります北西大西洋漁業
機関、ＮＡＦＯと呼んでおりますが、こちらにおいて本資源の総漁獲量が削減されたこと
を受けまして、我が国の漁獲可能量も若干削減したものとなっております。それ以外の資
源につきましては、いずれも前年と同じ値となっております。

私からは以上となります。続きまして、捕鯨室長から鯨類についての説明をさせていた
だきます。

○捕鯨室長 水産庁で捕鯨室長をしております坂本と申します。鯨類については日本鯨類
研究所とともに説明させていただきます。

まずは、鯨類の捕獲可能量の算出について、日本鯨類研究所の松岡理事から説明をさせ
ていただきます。資料につきましては、資料４－１の東の１５ページ目の資料４－４を御覧
ください。それでは松岡理事、お願いいたします。

○鯨研理事 それでは、日本鯨類研究所の方から御説明させていただきます。

まず資料の４－４のめくっていただいて２ページ目です。まず捕獲可能量算出方法及び
現在の捕獲可能量ということで、３ページ目にひげ鯨類の捕獲可能量の算出方法というペ
ージがあります。基本的に２０１９年のＩＷＣ脱退以降、管理方式、管理目標は変更ございま

せん。RMPに沿って、極めて予防的かつ控え目な捕獲量を算出するというのでやっております。

右上に図がありますがけれども、RMPの場合は赤い線、初期資源の54%を切ったら捕獲枠がゼロになると、捕獲可能量がゼロになると、そういう計算で、この青い線が一般漁業種の捕獲可能量ということで、この赤い線に沿って今回も計算をしております。

管理目標は初期資源の60%となるような目標で捕獲可能量の計算シミュレーションなどを行っております。RMPで算出される捕獲可能量は資源量推定値の1%未満となるということで、6年置きに最新の資源量推定値、これは船で目視調査をやるんですけれども、これを取り込んで捕獲可能量を再計算していくということで、調査を繰り返せば繰り返すほど精度も良くなっていくと、そういうやり方でやっております。

めくっていただいて4ページ目、これは先ほど言った船の目視調査です。①が資源量推定値でありますけれども、海域にあらかじめ調査コースを設定してジグザグに調査をしていくということで、熟練の観察員がこの調査を行っており、我ども日鯨研の方も乗船して、一緒に調査・記録などをやっております。

それから、系群構造を把握するために、バイオプシーの皮膚の標本、DNAの収集や、最近力を入れているのが衛星標識の装着（回遊経路）により系群構造を把握すると。こういったものを船でやっております。

それ以外に写真撮影です。個体識別により系群構造解析を補完するということをやっております。

めくっていただいて5ページ目、これが今現在進めている調査海域です。黄色い部分が一番大事な北西太平洋ですけれども、それ以外にアラスカ湾、ベーリング海、それからロシアのオホーツクなども調査をしながら、ひげ鯨4鯨種が6年ごとに資源量が出てくるような体制で調査を実施しております。

めくっていただいて6ページ目、ここが大事な表なんですけれども、これは令和6年度の管理年度の表ということで、今回、2行目と3行目の赤枠でくくってあるニタリクジラとイワシクジラについて変更があります。ニタリクジラについては、前は3列目の捕獲可能量187頭ということでやっていましたけれども、今回は154頭になります。それから、その資源量なども後で細かく御説明しますが、ニタリは154頭、イワシが捕獲可能量25頭ということですが、今回はかなり系群構造、資源量推定値、見逃し率の補正なども新しいデータがかなり入ってきて、今回は56頭ということになります。

では、次に個別の鯨種について御説明いたします。7ページ目めくっていただいて、今度は8ページ目です。ニタリクジラに関する資源量推定値ということで、現在、この青い表ですけれども、200海里内の操業により、商業捕鯨の遺伝情報ももちろんたまってくるんですけれども、先ほど御説明した広い海域を2周目、3周目調査していくうちに、目視調査の方の見逃し率のデータとか、そういう目視データがどんどん増えていくことによって、過去の推定値も再解析して、精度も良くなっているというところです。特にそういうデータの蓄積によって、今回の一番新しい推定値が1万6,518頭、これは北西太平洋の資源量推定値ということになりますけれども、内訳が右の2列になります。

前回の推定値を更に再計算して、これは前回の見逃し率の推定がちょっと高かったんですが、今回少し精度が良くなって、点推定値は下がったんですけれども、精度は良くなったということで、前回の再解析の結果が2万7,858頭ということです。

次に、系群構造の方です。これも200海里内の商業捕鯨、約750個体ぐらいの遺伝情報、今まで余り200海里内の情報もなかったんですけれども、それが入りまして、沖合の方との200海里内の比較がしやすくなったというところです。

次にめくっていただいて9ページ目、これが管理海区ということで、日本の研究者の方では左下の赤い線で囲まれた所、ここが管理海区ということで、更にそれをサブエリア1とサブエリア2とあるんですけれども、この赤い点線のサブエリア1を更に細かく見ながらいろいろな不確実性の影響に関するシミュレーションをやって、結果として表の管理海区①、東経130度から180度が1万6,518頭、これの捕獲枠が154頭ということで、次の管理海区②の方も53頭という結果が出ましたけれども、両方ともこのシミュレーションに合格ということで、154頭を提案するという結果になっております。

この9ページ目の下にグラフがありますけれども、これはシミュレーションの一部なんですけれども、日本の近海の1Wというサブエリアの所のシミュレーション結果ですけれども、ニタリクジラの資源は1900年の初めから捕獲があって、1986年に一番少なくなったんですけれども、これ以降、商業的な捕獲をもう行っていないということで、この後、緩やかに資源が増加していると、そういう結果です。

今回得られた推定値も、それから前回の推定値も統計的な有意な差はないんですけれども、このグラフの点線の中に入ってくると、そういう結果になっています。

そして、その結果を10ページ目、独立外国人科学者によるレビューというのがあったんですけれども、その結果は2019年に指摘された事項も全て日本側で対応したということで、

今回の結果は、この年間154頭はRMPの規定に合致しており、容認できると勧告するということになりました。

また、更に追加で幾つか、もう少し科学的なデータの分析という課題はあるんですけれども、この154頭で容認された数字が出たということです。

では、次に11ページ目からイワシクジラの結果になります。11ページの1番目、資源量推定値ということで、これも推定値で目視データ、それから遺伝データの蓄積がありまして、特にイワシクジラは今まで見逃し率の補正というのができていなかったんですけれども、今回はそれも考慮して再計算を行ったということです。

それから、その結果が2020年の調査で5万5,929頭、これは全域なんですけれども、この中で北西太平洋が2万4,620頭という結果になっております。

次に、系群構造です。これもちょっと大きな——大きなというか、変化がありまして、2019年当初はシングル・ストックということで、いろいろ計算もしていたんですけれども、一番標本の少なかった日本の200海里の中で遺伝情報がかなり収集できたということで、日本の200海里の中と日本の200海里の外で同じ系群だということもはっきりしまして、2019年当時、日本の200海里にローカル・ストックがいるんじゃないかという話もあったんですけれども、今回の解析結果からはそういうものはないということで、逆に12ページ目の下の地図の赤い点線から東側、E系群と書いてあるところ、この辺りがちょっとまた違う系群だということになりまして、その新たな系群構造の仮説の下に計算を行ったと。特に新しい手法で遺伝の新しい分析手法も入れて、黄色い部分と緑の部分、この辺りの交流、DNAのいろいろな結果からも、赤い点線を越えて東側に行っているものもいるんですけれども、そういういろいろなことが分かったり、衛星標識の調査でイワシクジラがかなりの繁殖海域を特定できつつあって、結構新しい知見が出てきております。

次の13ページ目、管理海区の方で青い表の1行目、管理海区①、下の図の1aという黄色の部分、これが資源量推定値1万5,455頭、捕獲可能量は56頭ということで、これが合格した数になります。

2行目と3行目の②、③はこのシミュレーションの試験に合格しなかったということで、今回は56頭が捕獲可能量ということになりました。これも13ページ目の下の図が、グラフがありますけれども、イワシクジラも1900年からどんどん減少していった、1975年が一番少なくなったんですけれども、それ以降、捕獲禁止の時代で緩やかに増えてきているということで、直近の資源量推定値4点、この点線の中に入っているということの結果になり

ました。

14ページ目、これがイワシクジラの56頭という結果についてのレビューをしていただいた結果は、今回の年間56頭というのは最も保守的な仮定に基づいているということで、この捕獲可能量はRMPの規定に合致しており容認できるという勧告が出ました。

幾つか、200海里の中の移動、中と外の移動、こういうものについてもう少し調べるという課題はありましたけれども、56頭という結果になりました。

次に15ページ目、ミンククジラ。これは、もう2021年に見直しをして、独立外国人のレビューも終わっているので、今回は基本的に変更ございません。

めくっていただいて、16ページ目です。ミンククジラの系群、管理海区、A、B、C、Dと色が分かれていますけれども、この中の資源量推定値を出しつつ、系群構造を見て管理をしていくということで、捕獲可能量は167頭、それから条件としては日本の太平洋側、距岸10マイルに禁漁区を導入すると。それからオホーツク、11番と書いてある緑色の所です。オホーツク海のミンククジラは、枠が出ているんですけれども、それは捕獲可能量の最大20%を上限とすると。要は日本海の方の系群を獲らないようにする措置ということで、これは引き続き継続ということになります。

次は、めくっていただいて32ページ目、ミンククジラの捕獲可能量は167ということです。

次は、めくっていただいて34ページ目、ナガスクジラです。これも変更はございません。次の見直しが2027年ということで、変更なしということで。

次のページの35ページ目、これが資源量推定値ですけれども、WNP、1万9,299頭というところになっています。

次のページの36ページ目、これが独立科学者のレビューの結果ということで、これも最大60頭に制限することを勧告すると。去年もお話ししましたけれども、4年以内にレビューをすることということで、また新しいいろいろな調査を今やっているところですので、それをまた計算にとり入れて更新する、そういうことをやっています。特に衛星標識の取り付けなどを今優先的に実施しております。

以上が4鯨種の説明になります。ありがとうございました。

○捕鯨室長 今松岡理事の方から、鯨類の捕獲可能量の算出について説明いただきました。私の方から、それに基づいてTACの設定・配分について説明させていただきます。資料4-3の13ページを御覧いただけますでしょうか。令和7管理年度のイワシクジラ、ニタ

リクジラ、ミンククジラ、ナガスクジラのTACの設定及び配分についてです。

設定の考え方と配分については、本年と基本的に同じになっています。国際捕鯨委員会において採択された算出方針に従いまして、初期資源量の60%の資源水準を長期的に維持する漁獲量を算出する方法で得られた値から、混獲その他の捕鯨業における漁獲以外の人為的要因により通常発生すると想定される年間の死亡頭数を減じた量を漁獲可能量、TACとするという形にしたいと考えております。

国際捕鯨委員会において採択された計算方式に従い、初期資源量の60%の資源水準を長期的に維持する漁獲可能量を算出する方法で得られた値は、先ほど松岡理事から説明いただいた捕獲可能量で、この資料では2のところで、「漁獲シナリオで算出された漁獲量の値」というふうに書いております。イワシクジラの場合は56、ニタリクジラ154、ミンククジラ167、ナガスクジラは60という形になります。

これらの値から、年間想定死亡頭数を差し引きTACを設定する形になっておりまして、イワシクジラが56頭、ニタリクジラが153頭、ミンククジラが144頭、ナガスクジラが60頭という形になっております。

なお、ナガスクジラにつきましては、対象となる海域での令和5管理年度における定置網混獲頭数等を令和6管理年度の「漁獲シナリオで算出された漁獲量の値」から既に減じていますので、年間想定死亡頭数はゼロとさせていただいております。

下の方に参考で、これまでのイワシクジラ、ニタリクジラ、ミンククジラ、ナガスクジラのこれまでのTACの推移について記載させていただいております。

1ページめくっていただきまして、14ページ目を御覧ください。配分についてです。これも基本的に本年と同じような考え方で配分させていただきたいと考えております。

イワシクジラにつきましては、母船式捕鯨業者のみが捕獲するということで、全量を母船式捕鯨業者に配分を行う形にしております。

ニタリクジラにつきましては、漁期中に基地式捕鯨業者に配分を行う可能性があることから、40頭を国の留保分とし、残りの全量を母船式捕鯨業へ配分を行いたいと考えています。

ミンククジラにつきましては、基地式捕鯨業者のみが捕獲するということで、全量を基地式捕鯨業者へ配分を行う形になっています。

なお、先ほど松岡理事から御説明いただいたとおり、ミンククジラにつきましてはオホーツクの海域への配分につきまして、捕獲可能量の20%の配分上限があることから、それ

に基づいて基地式捕鯨業の太平洋海域とオホーツク海域でそれぞれに分けた形で配分する形になっています。

ナガスクジラにつきましては、大臣管理区分が母船式捕鯨業のみであることから、全量を母船式捕鯨業へ配分を行う形になっています。

以上が、イワシクジラ、ニタリクジラ、ミンククジラ、ナガスクジラのT A Cの設定及び配分についてです。

それで、恐縮なんですけれども、1 ページ目の諮問文のところに戻っていただけますでしょうか。一番最後のパラグラフ、最後4行のところの「また」以下のところで、「いわしくじら、にたりくじら、みんくくじらの漁獲可能量に関する令和7 管理年度における留保からの配分及び数量の融通等について」という記載があるんですけれども、これにつきまして別紙2 の取扱いとさせていただきたいというふうに考えております。

別紙2、9 ページを御覧いただけますでしょうか。

漁獲可能量に係る留保からの配分及び数量の融通等についてです。

まず1、経緯といたしまして、令和4 管理年度より、イワシクジラ、ニタリクジラ、ミンククジラの資源管理を漁業法に基づく漁獲可能量による管理に移行させていただきました。

その運用としまして、これら3 種の漁獲可能量に係る配分数量の変更のうち、大臣管理区分間での配分数量の融通であり、下に書いてある（1）国の留保枠からの配分に伴う数量の変更、（2）融通に伴う数量の変更につきましては、水産政策審議会に対して事後報告で対応できるというふうに取り扱いをさせていただきました。

これにつきまして、当事者間で合意の形成がある場合について、事後報告という形で対応できるというふうに取り扱いさせていただきました。

令和7 管理年度につきましても、令和4・令和5・令和6 管理年度と同じように、上記1 の（1）及び（2）による配分数量の変更につきましては、水産政策審議会に対して事後報告で対応できるというふうにしたいと考えております。

説明は以上になります。ありがとうございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。ただいまの御説明に関しまして御質問、御意見等ございましたら、よろしく願いいたします。

渡部委員。

○渡部委員 すみません、ちょっと疑問に思ったんですけれども、今のクジラの方の御説

明を頂いて、日本鯨類研究所の松岡理事さんの方から大変分かりやすい説明があつて、よく分かったわけなんですけれども、この漁獲シナリオで算定された漁獲量の値、これについては、まず我が国の科学者の人が解析をして、必ずどのクジラについても独立外国人科学者がレビューを、発表がされて、妥当ですよということで、それを基準にTACを設定していきましょうという、そういう説明をやったんですけれども、普通、どの業界分野でも、例えば学説なり何なりを発表されるときは、どこどこ大学の何とかという教授とかいうことははっきりとうたわれるわけなんですけれども、これは我が国の科学者もさることながら、「独立外国人科学者」という、こういう表現になっているんですけれども、これははっきり名前を出すと何かリスクがあるとか、そういう何かがあるんですか。

○捕鯨室長 ありがとうございます。独立外国人科学者の名前については公表しております、例えばオスロ大学のラース・ワロー教授、ケープタウン大学のダグ・バタワース教授、ポツダム大学のラルフ・ティーダマン教授などなどで6名いまして、レビューを受けた結果と、日本側科学者の分析結果につきまして、日本語と英語で水産庁のホームページでもう公開させていただいております。誰がレビューしたかも公開されていまして、日本側の研究者がどういうふうに計算したかも日本語と英語で公開させていただいております。

以上です。

○渡部委員 ということは、もう名前を言ってもいいけれども、今日はちょっと邪魔くさいというのはおかしいけれども、言っても恐らく知らぬやろうからというようなことで、別に特に問題はないということなんですね。

○捕鯨室長 はい、問題なくて、時間の関係と、あと紙の分量の関係で短めにという感じです。

○渡部委員 いや、特定の団体から異論を唱えられるか、そういうことを考慮してかなと思ったりしたものですから、そういうことはなかったということですね。

○捕鯨室長 そういうことではありません。

○渡部委員 分かりました。すみません。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

日吉委員。

○日吉特別委員 お聞きしますけれども、前回のナガスクジラについてですけれども、前回の商業捕鯨をこの委員会で承認したときに、それ以降、新聞報道でナガスクジラを資源評価されていないという、この審議会の後にそういう報道がありましたけれども、今日見

たら、先ほど質問に答えていただいた独立外国人科学者のレビューを実施しているとか、ナガスクジラはある程度資源調査をされていると思うんですけども、それについてはいかがでしょうか。

○捕鯨室長 ありがとうございます。ナガスクジラにつきましては資源調査を行いまして、日本側科学者が資源量推定値、捕獲可能量を算出させていただきました。その結果について、先ほどお話に出ました独立外国人科学者の方のレビューを受けて、その後、その結果を踏まえて水産政策審議会の方に諮問させていただいたという経緯になっております。

若干いろいろな報道がなされておりますが、そういったレビューした結果、資源評価の結果なども日本語と英語で水産庁のホームページで公表させていただいておりまして、科学的なコメントなどあれば、いつでも受け取れるような形になっております。

○日吉特別委員 ありがとうございます。新聞の報道は違っているということでよろしいですか。

○捕鯨室長 資源評価していないという報道であれば、それは正しくないというふうに理解しております。

○日吉特別委員 ありがとうございます。クジラは特に解体なんかでも伝統的な作業が伴う職人技だと思います。頑張っけてやっていただきたいと思います。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

三浦委員。

○三浦委員 質問が2点ありますが、ここの表の中で「漁獲可能量算出結果はRMPの規定に合致しており、容認できると勧告」と、外国人研究者のレビューの中でそう記載されているのですが、このRMPの規定というのはどういうものなのか、教えていただきたいというのが1点。

それから、クジラというのは海の生態系の頂点にいて、他の資源の動向にも非常に大きな影響を与えていると思いますが、今回ナガスクジラを獲ることになったということで、どんなエサを食べていて、どれぐらいの量を食べているのか、そういったことも調査をし、判明しているのか、そういうことも教えていただければと思います。

以上です。

○山川分科会長 これにつきましては、松岡理事でしょうか。よろしく申し上げます。

○鯨研理事 資料の4-4の17ページにRMPの考え方というのがあるんですけども、極めて保守的になってさっきお話ししましたが、簡単に言うと、左の上から二つ目で

すか、「捕獲可能量の算出方法」という、簡単に言いますと①現在の資源量推定値と過去の捕獲量、捕獲頭数が分かれば捕獲可能量を算出できると。ですから、私たちは現在の船で資源量調査をやって推定値を出して、それから過去の捕獲頭数というのは、もう IWC のところでも国際捕獲統計といってきちんと整備されているのがありますので、それを使って今回計算を行っています。

②として、いろいろな不確実性、系群構造や自然増加率などの想定が誤っている可能性を勘案して、膨大なシミュレーションを通じて、100年間捕獲を続けても資源に悪影響がないことを確認するということで、この二つを、簡単に言うとそういうことをやっているということです。

それから、二つ目の御質問のナガスクジラについては、私どもも今回、48年ぶりということで、母船式の、母船の方にうちの生物調査員を派遣して、胃内容物を調べております。実際今回は、今日ちょうど母船が北海道に入港したんですけれども、ナガスクジラは今期30頭獲ったということで聞いております。詳細な分析はこれからなんですけれども、当初オキアミが胃内容多かったんですけれども、秋以降、魚の方が入ってきたということで、今のところ我どもが聞いているのは、マイワシとマサバが入っているということで、マイワシの方は1頭で、100キロぐらいのバケツ、100キロ測れるバケツが6個ぐらいはいっぱいになったということで、600キロ、そのときはその個体は食べていたという速報が来ています。

詳細なデータについては、また分析して、また別の形で公表していきたいと思っています。

○三浦委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

齋藤委員。

○齋藤委員 齋藤でございますけれども、二つです。

一つは、ニタリは沿岸捕鯨には配分がないということの説明でありますけれども、揚げている、獲っているケースがあるようなんですけれども、それは良いと思うんですけれども、こういった運用がされているのかということが1点。

それから、あとは今、三浦委員の二つ目の意見にも関係するんですけれども、広く北太平洋でいろいろな餌が不足というか、そういったことを感ずるところがあるんですけれども、鯨種それぞれ肥満度に変化があるのかどうか、その辺のデータがあれば教えてください。

い。

○山川分科会長 まず、ニタリの件は坂本室長でしょうか。

○捕鯨室長 ありがとうございます。ニタリの件について説明させていただきます。

資料4の束の14ページのところでありまして、下に図が四つあるんですけども、ニタリ鯨は右上の図で、T A C 153頭ということで、国の留保40を取っております。来年、基地式捕鯨業者の方が捕獲するという可能性があって、捕獲を希望される場合にはこの40頭の中から基地式捕鯨業者の方に配分するということを考えています。

今年につきましては、この後、実績の報告で資料の9-2で説明させていただくんですけども、水産庁が留保を持っていた分から12頭を基地式捕鯨業者の方に配分しております、そのうち4頭捕獲がありました。

前半の質問に対するお答えです。後半につきましては、松岡理事の方からお願いします。

○鯨研理事 ひげくじらの肥満度については、過去の調査捕鯨時代はかなり沖合の方までカバーしていて、そういうのを計測していたんですけども、今、商業捕鯨で200海里の中だけというデータなんですけれども、それについては、まだ痩せているとか太っているとかという結論になっていないので、それはまた今後の課題ということで進めさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

青木委員。

○青木委員 青木です。

私も商業捕鯨には反対ではないんですけども、ちょっと気が付いた点を1点質問させていただきます。

13ページの一番下の表で、ニタリクジラだけが令和6年から令和7年度の案では減っているんですが、次に20ページに移っていただきたいんですけども、令和6年度の推定資源量3万4,473頭、これが下の方の※1を見ると東経130から180度の推定資源量ということで、今回24ページで捕獲可能量を決めるときの資源量推定値が同じ、管理海区①というのが同じ130から180度で1万6,518頭で、これ半減をしているんですけども、最初の13ページの——13ページというか、153頭程度の減少でもいいのかなというのがちょっと疑問に思いました。

○鯨研理事 ありがとうございます。ニタリクジラの件ですね。ニタリクジラは先ほども申し上げたんですけども、半減といっても信頼区間が必ず付いていまして、それから

先ほども見逃し率、船の観察員が見逃す率が違ったりして、最近の、今回出た推定値の方が精度が高いというふうに思っております。

捕獲可能量を計算するときに、信頼区間の下限の、下の方の値を使うということもありますので、点推定値が半減していても、実際に計算に使っているのは下の方の幅なので、捕獲可能量も自動的に半減するというわけではなくて、いろいろな計算でそういう今回の結果が出ているということで、間違いとかではないということです。

○青木委員 分かりました。20ページの2019年の計算のときとちょっと計算方法が変わったという理解ですか。

○鯨研理事 そうです。そういう見逃し率というのがあるんですけども、それが当時はちょっと多めに見逃していたところが今少し下がってきて、そういう数がちょっと減っているように見えるということです。

○青木委員 分かりました。ありがとうございます。

○山川分科会長 そうしますと、ニタリクジラの資料の22ページで、2008年から2015年調査が2万7,858頭で、2020から2023年調査が1万6,518頭ということで、これは点推定値だとかなり減少しているということになるんですけども、これも今御説明いただいたような信頼区間の下限で見るとそれほど大きく変わっているものではないと、そういう理解でよろしいわけですか。

○鯨研理事 はい、そうです。

○山川分科会長 何かそういう信頼区間とか書いていただいた方が、これ資料が独り歩きしていくと、何か減っているんじゃないという話になってしまうような気もするんですけども。

○鯨研理事 その意味で、次のページの23ページにシミュレーションのグラフを載せて、あくまでも全体、大きな目で見ると1986年に一番資源が少なくなって、その後、捕獲禁止になってから緩やかに増加していると。そういう大きな傾向は変わらないんですけども、その中で調査をしているときに、資源量推定、点推定値が若干上に行ったり下に行ったり、そういうことはあると思うんですけども、大きな目で見ただけだと、こういう傾向にあるということで御理解いただければと思います。

○山川分科会長 その点については、イワシクジラの26ページの資料で2008年/2011年調査で8万7,369頭で、2020年調査で5万5,929頭、これについても同じようなこと理解すればよろしいわけですか。

○鯨研理事 ありがとうございます。そうです。そのとおりです。同じように、イワシクジラについては1975年に一番資源が少なくなっていて、その後緩やかに増加していると、そういう目を見ていただいて、点推定値が若干、6年に1回出す推定値が若干増減するんですけども、大きな資源の傾向は緩やかな増加傾向というふうに見ていただければと思います。

○山川分科会長 分かりました。どうもありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

及川委員。

○及川委員 時間も押しているので、2点だけ簡単にお願いします。

令和6年の先ほど、ナガスは30頭と言われましたけれども、各クジラの漁獲頭数を教えていただきたい。

それと、確か前回お聞きして、ナガスクジラ、国際的にも特にアメリカとかの人たちはうっとなるんじゃないかという意見も当時出ていたと思いますんで、実際1年間やってみて、いろいろな意見だとか何か批判だとか、そういうものが来ているのか、実情を教えてください。

○捕鯨室長 ありがとうございます。まず令和6管理年度の捕獲頭数なんですけれども、イワシクジラは25頭、ニタリクジラが179頭、ミンククジラが87頭、ナガスクジラが30頭ということになっております。まだ令和6管理年度、12月末までですので、まだ続いています。実際もう操業が、基地式の方も母船式の方も今後予定がされていないというふうに聞いておりますので、この数になっています。ほぼ終わるのではないかとこのように考えています。

繰り返します。イワシクジラが捕獲実績25頭、ニタリクジラが179頭、ミンククジラが87頭、ナガスクジラが30頭になっております。

外国からの反応ということなんですけれども、実際操業している人たちのところで妨害活動などがあったというような話は聞いておりません。また、水産庁に対して何かすごい抗議活動があったという、例えば農林水産省の前に立って活動するとか、そういう事態も特段起こっている状況にはないです。

また、この計算結果について、日本語と英語で水産庁のホームページで公開して、誰でもアクセスできる状態になっていますが、その計算結果については科学的にここがおかしいんだというようなことを受け取っているという状態にもありません。

以上であります。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。ウェブで御参加の委員の方々、いかがでしょうか。

では、特に御意見等ないようでしたら、本件につきましては原案どおり承認をしていたということでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

では、続きまして諮問第463号「特定水産資源（めかじき（北大西洋海域））に関する令和6管理年度における漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更について」、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○かつお・まぐろ漁業室長 かつお・まぐろ漁業室長の鈴木でございます。

資料5－1の諮問文を読み上げさせていただきます。

6 水管 第2463号

令和6年12月11日

水産政策審議会 会長

佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 江藤 拓

特定水産資源（めかじき（北大西洋海域））に関する令和6管理年度における漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更について（諮問第463号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第6項の規定に基づき、特定水産資源（めかじき（北大西洋海域））に関する令和6管理年度における漁獲可能量等について別紙のとおり変更したいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

私の方からは、特定水産資源でございます「めかじき（北大西洋海域）」の令和6管理年度における漁獲可能量等の変更について御説明させていただきます。資料の5－1のセットの5ページ目をお開きください。右上に資料5－2と記載されているものでございます。これに沿って説明させていただきます。

北大西洋のメカジキの令和6管理年度、これは令和6年8月1日から令和7年7月31日まででございます、その漁獲可能量等につきましては今年の6月の水産政策審議会への諮問・答申を受けて、7月にこの数量を告示しておるところでございます。

この北大西洋のメカジキを管理する大西洋まぐろ類保存委員会、I C C A Tの保存管理措置では、前年度の未使用分の割当量を翌年度に繰り越すことが可能でして、本年の当初配分を行った時点におきましては、令和5管理年度からの繰越量が未確定でございました。今般、今年11月のI C C A T年次会合を経まして、令和5管理年度からの繰越量が確定いたしました。具体的には、ページの下の（参考）と書いてございます表のとおり、令和5管理年度からの繰越量が1,723.51トンでございます、この上の表のとおり、令和6管理年度の漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量に令和5管理年度からの繰越量として今申し上げた1,723.51トンを追加する変更を行うというものでございます。

この結果、変更後の北大西洋海域のメカジキの漁獲可能量は上の表の中段のとおり2,355.51トン、大臣管理漁獲可能量は2,351.51トン、国の留保枠につきましては4トンのままというものでございます。

説明は以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。ただいまの御説明に関しまして御質問、御意見等ございましたら、よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。ウェブで御参加の委員の方々もよろしいですか。

では、特に御意見等ないようでしたら、本件につきましては原案どおり承認をしていたいたということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

では続きまして、諮問第464号「特定水産資源（すけとうだらオホーツク海南部）に関する令和6管理年度における漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更について」ということで、事務局から説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

資料 6 につきまして説明を行います。

まず、諮問文を読み上げさせていただきます。

6 水管 第 2598 号

令和 6 年 12 月 11 日

水産政策審議会 会長

佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 江藤 拓

特定水産資源（すけとうだらオホーツク海南部）に関する令和 6 管理年度における
漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更について（諮問第 464 号）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき定めた特定水産資源（すけとうだらオホーツク海南部）に関する令和 6 管理年度における漁獲可能量等について、別紙のとおり変更したいので、同条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

中身の説明に入ります。5 ページをお開きください。資料 6－2 です。

まず、T A C の変更について説明します。

この資源は、主たる産卵場が外国水域にあり、分布の一部が日本の水域におよぶ「またがり資源」と呼ばれるものです。このため、この資源の資源管理方針の規定により、漁獲可能量の算定方法は、「資源状況が良好な場合に対応できる数量として、近年の最大漁獲量を考慮して漁獲可能量を算定する」こととしています。

令和 6 管理年度については、10 月時点の漁獲実績が 4 万 4,106 トンに達しており、漁期全体では「近年の最大漁獲量」を上回ると予測されています。このため、漁獲可能量を下記のとおり新たな「「近年の最大漁獲量」を考慮した数量」に変更するものです。

具体的な数量については、変更前が 5 万 8,000 トンでした。こちらを 2,000 トン引き上げ

た6,000トンを変更後のT A Cの数量の案としています。

続けて、T A Cの数量の変更に伴う大臣管理漁獲可能量の変更について説明を行います。
6 ページをお開きください。

漁獲可能量は資源管理方針第6の1に従って配分されます。これによって算出される大臣管理区分に配分される数量は5万7,900トンから5万9,900トンに変更されます。

事務局から、「すけとうだらオホーツク海南部」について、変更後のT A Cの数量及び大臣管理漁獲可能量の数量の案についての説明は以上です。よろしくお願いいたします。
○山川分科会長 どうもありがとうございました。ただいまの御説明につきまして御質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。ウェブで参加の委員の方々もよろしいですか。

では、本件につきましては原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

これにて全ての諮問事項の内容について審議が終了いたしました。それでは、諮問第460号から第464号につきまして、確認のために答申書を読み上げます。

答 申 書

6 水 審 第 29 号

令和6年12月11日

農林水産大臣 江藤 拓 殿

水産政策審議会

会 長 佐々木 貴文

令和6年12月11日に開催された水産政策審議会第134回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第460号 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部変更（本則、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）並びにまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の別紙2の変更）について

諮問第461号 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和7管理年度における漁獲可能量の設定及びその当初配分等について

諮問第462号 特定水産資源（めかじき（南西太平洋海域）等11国際資源）に関する令和7管理年度における漁獲可能量及びその当初配分等について

諮問第463号 特定水産資源（めかじき（北大西洋海域））に関する令和6管理年度における漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更について

諮問第464号 特定水産資源（すけとうだらオホーツク海南部）に関する令和6管理年度における漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更について

それでは、この答申書を魚谷資源管理部長にお渡しします。

（分科会長から資源管理部長に答申書手交）

○山川分科会長 それでは、報告事項に入ります。

事務局より報告事項が3件あるということです。

初めに、「太平洋クロマグロの資源管理について」、事務局から説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 推進室長です。事務局の方から、クロマグロにつきまして、前回の報告以降に発生しました融通の報告をいたします。資料8－1の2ページを開けていただけますでしょうか。

令和6年10月29日に都道府県間の配分量の要望調査の結果などを踏まえまして、福井県、大中型まき網漁業の小型魚合計3.8トン、こちらと新潟県、熊本県の大型魚の合計3.8トンと交換しました。この交換が行われた後の小型魚、大型魚それぞれの大臣管理漁獲可能量と都道府県別漁獲可能量の数量を続く2枚のスライドで示しています。

くろまぐろに係る融通につきまして、事務局からの報告は以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。ただいまの御説明に関しまして御質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

よろしいですか。ウェブで御参加の委員の方もよろしいですか。

では、続きまして「国の留保からの配分等について」、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。私どもの方から前回行われた報告以降に生じました、クロマグロ以外の特定水産資源に係る国の留保からの配分などに伴う大臣管理漁獲可能量及び都道府県別漁獲可能量の変更につきまして、資料の9－1を用いて報告します。

今回の報告で取り扱う資源及び手続には下線を付しています。

まず現行制度の概要について説明します。特定水産資源、この資料上はくろまぐろの小型魚、大型魚を除いています。この特定水産資源の漁獲可能量及びその配分の変更のうち、この資料の(1)から(7)に掲げました留保からの配分であったり、数量の融通であったり、未利用分の繰越しなどに伴うものについては、それぞれの管理年度の事前に水産政策審議会の意見を聴いた上で同意を得ておき、実際に発生した場合には、事後報告にて対応する、そういった運用としているところです。

では、今回行う事後報告について、次のページを開けていただけますでしょうか。

まず行いましたのが、「まいわし太平洋系群」、こちらにつきまして令和6年11月21日に留保からの追加配分の変更に伴って、北海道の都道府県別漁獲可能量の数量などをここに掲げました数値のとおり変更したところです。

続けて、同じく「まいわし太平洋系群」につきまして、令和6年11月12日にこの未利用分の繰入れに伴って、大中型まき網に関係する大臣管理漁獲可能量の数量などを、ここもここに掲げた数量に変更したところです。

くろまぐろ、また鯨類以外のTAC資源についての報告は以上となります。

続けて、坂本捕鯨室長から、鯨類について同様の報告を行います。

○捕鯨室長 捕鯨室長の坂本です。資料9－2、3ページ目を御覧ください。事後報告で対応させていただけるというふうになっております案件です。

ニタリクジラにつきまして、本年の国の留保分からの配分について当事者間での合意形成がありましたので、当該合意に基づきまして漁獲可能量の配分を変更することを行いましたので、報告させていただきます。

2に書いてありますとおり、国の留保分37頭につきまして、基地式捕鯨業に12頭、母船式捕鯨業に25頭配分いたしましたので、報告させていただきます。

以上になります。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。ただいまの御説明に関しまして、御質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。ウェブで参加の委員の方々もよろしいですか。

では特にございませんでしたら、続きまして「漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領の一部改正について」、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 報告事項の最後になります。資源管理推進室長です。「くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領」につきまして本年11月27日付けで改正を行いましたので、その内容を資料10－1を用いて報告いたします。

主な改正の内容は2点です。

一点目です。第5の1の(3)の改正です。同一の大臣許可漁業又は都道府県内で行われる小型魚から大型魚への漁獲枠の振替については、令和6管理年度は大臣許可漁業の振替に適用する倍率を1.2、都道府県内の振替に適用する倍率を1.4として、WCPFCで合意された措置に基づく係数1.47との差分を一旦国の留保に繰り入れて沿岸漁業に追加配分をしていたところです。

令和7管理年度以降につきましては、「配分の考え方」等のところで既に説明したとおりでございまして、このルールを見直して大臣許可漁業、都道府県ともにWCPFCで合意された係数1.47を適用することとしました。このことによる改正を行ったものです。

二点目です。今度は、「第7 大臣管理区分間の漁獲可能量の融通の手続」に関連するものです。ここも同一の大臣許可漁業又は都道府県内で行われる小型魚から大型魚への漁獲枠の振替は、要望調査を踏まえて行います。この調査について、大臣管理漁業において管理年度の開始前に行うこととしてたところ、それに伴う変更を加えたものです。

以上が本年11月27日付けで行いました改正の内容です。

続けて、同じ資料の39ページを開いていただけますでしょうか。資料番号で申しますと10－3になります。こちらは、今年度中に予定しています、くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領の改正の現時点の案です。

本日、「くろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について」の改正がこの分科会において決定されたところです。これを受けた、改正後の「配分の考え方」の内容の反映が主な

改正となっています。

今後、事務局の方で行う実施要領の改正手続が完了しましたら、その直後の資源管理分科会において改正内容を報告します。

事務局からの説明は以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。ただいまの御説明につきまして、御質問等をよろしく願いいたします。

青木委員。

○青木委員 すみません、最後に申し訳ないです。

資料10-1の1ページ目の左の第7の1の(2)です。不等量交換について、下線で引いてある「管理年度の開始前及び繰越分に係る追加配分の前」と書いてあるんですが、漁期中の交換に関してはいかがなんでしょうか。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。こちらは2回要望調査を行うことになってございまして、2回目は漁期中に行うことになります。

○青木委員 分かりました。できれば2回と言わず、今回上限撤廃されましたので、回数制限なく交換、状況によって変わりますので、交換できるようになればと思います。よろしく願いします。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。ウェブで御参加の委員の方々、よろしいでしょうか。

では、特にございませんでしたら、続きまして「その他」に移りたいと思います。

事務局からは特にないということでしたけれども、委員の方々から「その他」はございますでしょうか。

川越委員。

○川越特別委員 川越です。我々底びきは11月6日から松葉ガニの解禁ということで、今シーズン途中でありますが、毎回、私はこのオオズワイガニのことを言うんですが、本当に解禁前に各店の取扱店に対する産地表示だとか、そういうことの指導徹底ということで、そういう対策をされたことについては本当にありがたかったと思っていたんですが、全く流通は止まっていなかったというところで、11月の雌ガニの価格は本当に暴落です。本当に何十年ぶりの暴落しました。やはり資源評価が良く、漁獲量が多く認められるような状態であるにもかかわらず金額が暴落してしまったと。その要因はやはりオオズワイガニの流通がまだ止まっていなかったということだと、関係漁業者は皆さんそういうふうに言

われております。

そういう中で、漁獲の規制だとかそういうことについては、なかなか制度化というか、そこには踏み込めないところもあるかもしれませんが、まず流通ということで、私個人の感情からしたら、初めは地元消費だとかいう話でしたね。厄介者の、駆除者の。しかし、この間も、テレビでのインタビューでは、地元の漁業者はこれは今、我々のもうけの種だと。結局もうけの種にしておるということは、もうそこに漁獲、水揚げがかかっているような言い方も、インタビューなんかも受けております。

何かだんだんと表現が変わっていったら、感覚も変わってきているんじゃないかなと、こういうことを私は懸念していたから当初からそういうことを訴えていたんですけれども、私個人としては地元消費だったら、北海道内だけで消費していただきたい。こちらの方のA海区、B海区、C海区で一生懸命ズワイガニの資源管理をやっている地区では流通はさせてもらいたくないというのが、これが本当の感情でございます。

そのように資源管理をしっかりやりながら、せっかく資源回復したのに、その暁にこういうようなことで価格の暴落が起きていると。もう本当に11月の水揚げは本当にめためたになりました。

そういうことで、こういうことはここの分科会の中でやる議論ではないかもしれんけど、行政部会だろうが何だろうが、水産庁としてももう少し真剣に取り組んでいただきたい。ズワイガニのことだけじゃなしに、マグロでもそうだと思うんです。資源が増えてきた、漁獲量が増えてきた。それで金額がずっと維持できるかといったら、金額的なところは安価になってくると。それは仕方ないところもあるけど、だけど全体的な水揚げ金額というものが落ちてくるということになれば、資源が回復する、漁家経営が上がるというのが漁業者の一番の望みである中にこのような事例があるということは、一過性のものだという答弁で済まされたけど、今回、一昨年が100トンの水揚げが、900トンもこのオオズワイガニは揚がっていますから、本当に9倍、10倍のものが揚がっているということは、何もこれは駆除じゃないんです。厄介者で捨てているものじゃないんです。それは全部流通に回っているということがありますので、そういうところをもう少ししっかりと考えてほしい。

そういう中に、11月24日の韓国のニュースの報道の中で、日本産の雌ガニ、規格外のカニが33トンも販売があった、輸入があったということで、私らも韓国の漁業者についてはあまり知らなかったんですけれども、韓国のズワイガニの漁業者も9センチ未満は獲っていない。もうこれは日本と一緒にです。日本と一緒に。韓国は雌ガニは捕獲していないという

ところで、日本からという中で、悪いですが、A海区の方でそんな今まで韓国に輸出しているようなケースは聞いたことありません。それで、9センチ未満のカニも獲っていません。自主的に自主協定で10センチ未満、10.5センチ未満とかいって、とにかく幅を上げていって、あえてカニを残していく、将来のために残していくような資源計画でやっているという中に、9センチ未満のカニが韓国に流れると。このような事態で、これは日本の水産行政、我々資源管理の信用失墜ですよ。やっている、やっていると言うけど、何でもこういうものがどんどん海外に流れるのかと。ここは国として真剣に受け止めてもらいたい。

ということは、恐らく松島さん知ってのとおり、我々そんな余分なカニとかそういうものは全くないわけですから、国内の中で流通するために一生懸命こうやって資源管理して、もうとにかくTACを目標にして、頑張って皆さん方一生懸命やっているわけですから、あり余ったカニはない、規格外のカニはあるわけない。どこからそのカニが出ているかという話なんです。だから、これは国内だけの問題ではないというふうになってきますから、ここは真剣に水産庁としては受けて、調査してください。ちょっとあまりにも、先ほどの話じゃないけど、都道府県の話だとか、沿岸の話だとかいうようなことでは済まないような状態に私はなっていると思いますので、ひとつそういうことをお願いしたいと思います。

それで、私、兵庫県でいろいろとSNSでにぎやかしている中で、こういう今回の資源管理部会のいろいろな報道が事前に流れていて、いろいろな要望がある、いろいろなことができる。今回、昨日なんかでも、もういろいろな要望はあるけれども、こういうふうにして数字も提示されて、報道の中で、それで今日の分科会で正式決定されますという、その流れはいいんですけども、その数字がもうとにかく独り歩きしていると。こういうことに関して、私はいかななものかなと。

というのは、我々ズワイガニも、ズワイガニの本年度の管理区分が決まった後から、もうずっと今年は大漁大漁、資源が多いですよ。安くカニが買えますよとかいうようなことがネットでどんどん出てくると。そうするとどうということかといったら、11月に各地区、本当にしけ間もありまして、なかなか出漁が全部できなかったという状態もあります。だけど、出ればカニも入ると。しかしながら、大漁だから安く買えるんじゃないかというところ。スーパーにはそれと似たようなオオズワイガニがいっぱいあるよねというところで、そういうようなことで何かちょっと、何というんですか、もうこういう会議の内容があまりにも事前にどんどん流れていくということも、これもいかななものかなと思いますので、

そこら辺の仕組みは私もよく分かりませんが、そういうことでこれから先もそういう傾向があるんじゃないかと。やっぱり怖いですが、SNSは。悪者がヒーローになるような時代ですから、だからそこはよく注意して、メディアの方には私は対応していただきたいと思います。

この3点、よろしく。

○山川分科会長 まずオオズワイガニの件につきまして、水産庁から何かコメントございますでしょうか。

○資源管理部長 オオズワイの問題については、川越委員の方からこれまでもこの分科会で複数回にわたって問題提起いただいておりますので、委員の問題意識、あるいは考え方というのは水産庁も理解はしております。

一方で、流通を止める、止まっていないということですが、日本の法制度上、このオオズワイの流通を止めるということとはできないということ、この状況については御理解いただければと思います。現状でオオズワイの漁獲自体が、違法に獲られているとか、そういうことではございませんので、その点についても違法なものが流通しているわけじゃないですよというのは、この点を申し上げておきたいと思います。

そういう中で委員にもおっしゃっていただきましたけれども、オオズワイがズワイであるかのような表示なり何なりで流通しているということ、そういう実態がある、いくつか確認もされていると思いますので、そういう事態についてはそこは適切ではないということで、関係各所に対する指導というのは水産庁も含めて担当する省庁では行っているという状況でございます。

一方で、漁獲されているということですね、オオズワイが。これについては、これは以前も私の方から申し上げましたが、この状況が続くのか続かないのか、過去の状況からすると一過性のものに終わる可能性もある中で、今後どうなっていくのか。それはオオズワイが獲れている地域で持続的な資源として、資源として持続的に獲っていくんだということであるのであれば、そこは資源評価なり何なりをして、まずは地元での、ということになるのかもしれませんけれども、そういった資源評価なり何なりをして管理をしっかりやっていただくということが望ましいというか、目指すべき方向なんだろうと思います。そこは引き続き状況を踏まえながら、どういう管理が、管理していくということになるのか、それとも一過性で終わって元に戻るのかというところを見極めながらの対応だというふうに考えております。

あとクロマグロについて、数字が事前に流れて、それが独り歩きしてという話ですけれども、こちらはクロマグロに限らず、T A C意見交換会というのを、常にT A Cの設定あるいは配分をする前に、諮問する前に、オープンな場でしっかり水産庁としての案をお示ししていろいろな意見を聴くというプロセスを踏んできております。そこは政策決定のプロセスの透明性を図る上では重要なプロセスだということで長年続けてきておりますので、そういうやり方というのは引き続き続けていくということかと思います。

クロマグロについては特に世間の注目も浴びている、あるいは先の議論で、皆さんそれぞれ、どの関係者も満足できる配分ではないということで、いろいろなマスコミが取り上げて、それに対していろいろな意見が、S N Sなんかも含めて交わされるということだと思いますけれども、だからといって、我々としてそういうT A C意見交換会のようなやり方をやめて、いきなりこの審議会に諮問するというようなやり方にしようという考えはないということで、その点は御理解いただければと思います。

以上でございます。

○山川分科会長 あと2番目のズワイが韓国にという、それはいかがですか。

○資源管理部長 その点も先ほどの、流通止められないと申し上げましたけれども、そういう獲られたものが国内の流通であれ、海外への輸出であれ、それを政府として止めるということについては、現行の法制度上できないですし、それを止めるのが適切なのかというところはあるかと思います。

一方で、そういうのが流れることによって、外国で、日本の資源管理しっかりやっているのかどうかというところについては、先ほどお話ししたように、ではこのオオズワイの状況がどうなるのか、それに応じてしっかり管理をしていくということになるのか、あるいはもう一過性のものとして終わるのか、そういったところで、海外に対してはこういう状況ですよということを、必要に応じて説明をしていくということなのではないかと考えます。

以上でございます。

○山川分科会長 川越委員。

○川越特別委員 いずれにせよ、そういう私からしたら少し楽観視しているなと思う。もう少し危機感を持ってほしいなと思います。

とにかく私が言いたいのは、そういう規格外のカニが日本から輸出されているということだけは、確かにオオズワイガニの方はそういう規格もないでしょう。テレビで見てい

る中で、私らも見ていますから、カニの荷揚げ見ていると、本当に赤子だろうが、何だろうが、カニを籠の中に入れて荷揚げしていますから、こんなカニが流通しているんだなど私ら思ったときには、我々ズワイガニの資源管理協定やっている者としては、全く納得できません。しっかりこちらは資源管理計画にのっとってやっている中、協定にのっとってやっている中で皆さん緊張感を持ってやっております。そういう中で緊張感なしに、何でもかかったカニだったら揚げて売って、国内だろうが、外国だろうが、販売すればいいんだとか、そういうようなことでは、だったら我々ここまで真剣に何をやっているのという話になってきますから、なかなかその法律・制度で難しいところがあっても、そこに注視しながら、また行き過ぎな場合には何かの指導はあるべきではないかなと。あまりやり過ぎられたら、本当にこっちは困りますわ、はっきり言って。

そういうところで注意してやってください。お願いします。

○山川分科会長 井本委員。

○井本特別委員 ちょっと川越委員のお話を聞いていて思ったんですけれども、うちの山陰旋網の方も販売施設を持っていまして、やはりこの時期、松葉ガニとか親ガニとかというのがすごく強力な商品になるわけなんですけれども、やはり言われるように、境港の方ではオオズワイってほとんど見かけないんですけれども、親ガニの方は今年は価格が大分下がっているというふうに、まあ、消費者から見たら買いやすいというふうに言われるんですけれども、さっき松島さんの名前が出ましたけれども、以前、境港の方でも浜回りしていただいた中で、数字が独り歩きするというのが、数字が先に出てしまうということよりは、資源管理をやっているということがなかなか消費者の方にうまく伝わっていないのかなと。それによってインセンティブが入るかどうかというのは、また別の問題なのかもしれないんですけれども、そういった意味で、それは漁業者も取り組むべきなんでしょうけれども、というか、やっているつもりではいますよね。一応消費者に対して資源管理やっていますというのは、結構都度都度説明しているつもりではいるんですけれども、その辺をどうやっていくかというのは、ひとつ考えなきゃいけないなと。すみません、底びきのことに意見を述べましてという、ただのコメントでございます。

○山川分科会長 御意見を頂いたということで、よろしく願いいたします。

ほかに、「その他」はございますでしょうか。ウェブで参加の委員の方々もよろしいですか。

では、特になければ、次回会合の日程について、事務局から御案内をお願いいたします。

○管理調整課長 次回の資源管理分科会につきましては、来年の２月頃に開催予定ですが、具体的な日程はまだ決まっておりません。委員の皆様の御都合もお伺いして、追って御連絡をいたします。

なお、それまでに何か緊急な必要のために開催することになれば、御連絡をさせていただきます。

以上です。

○山川分科会長 以上で、本日予定しておりました議事につきましては、これで全て終了いたしました。

これを持ちまして、本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。長時間にわたり御審議くださいます、ありがとうございました。大変お疲れさまでした。